甲諏訪遺跡発掘調査報告書Ⅰ

大胡町発掘調査報告書Ⅳ

1987

大胡町埋蔵文化財発掘調査団

序　　文

近年の大胡町は、県都前橋市の衛星都市として宅地開発が著しく、人口も増大の一途をたどっており、大胡バイパスの開通を機に、南部地区は激変の様相をたどっております。

さて、開発に於ける人口流入は、第１次産業就業者の低下をもたらし、第２・第３次産業への増加を促進し、農業形態を大きく変貌させるに至っており、山間部の農耕地は平坦化され、粗放農業から集約農業へと機械力等の動入がなされる状況にあります。

甲諏訪第１地点遺跡は、大胡町街区の北方に位置する山間部台地上に広がる遺跡で、縄文時代の住居址が発見され、赤城山南麗に於ける集落の研究をすすめる上で貴重な資料を得ることができました。

発掘調査から報告書刊行に至るまでの間、終始御指導・御協力をいただきました関係諸機関、そして須賀建設株式会社の絶大なる御協力・御理解に厚く感謝の意を表し序文といたします。

昭和62年５月

大胡町埋蔵文化財発掘調査団　須　藤　豪　夫

例　　言

1．本書は、群馬県勢多郡大胡町大字堀越字甲諏訪2172・2173番地に於ける土抜整地に伴う事前の埋蔵文化財発掘調査の報告書である。

2．調査は、土抜事業主体者である須賀建設株式会社　代表取締役須賀昭二氏の委託を受け、大胡町埋蔵文化財発掘調査団が実施したものである。

3．発掘調査は、昭和60年12月に実施した。

4．調査・執筆は、大胡町教育委員会文化財担当、山下歳信が行なった。

5．遺物整理及び石器・土器の作図、トレース、拓図等の整理作業は、山下、阿久津美佐子、小川夏子、栗原百合子、後藤菊美、諏訪浩子、千葉俊江、萩原弘子、茂木悦子が担当した。

6．発掘調査作業員は、次の通りである。（敬称略）

荒井愛子、立川くに、星野うめ、南部きよの、森野千恵子、小林千鶴子、大原きよ枝、奥野富子、荻原はる、森下綾子、勅使川原道江、住谷あさ子、三川清子、桜井はる江、石井よね、小沢チヅ江

目　　次

序　文

例　言

目　次

挿図目次

図版目次

1．はじめに……1

2．遺構・遺物……3～35

(1)　1号住居址……3、4

(2)　1号住居址出土遺物……4～8

(3)　2・3号住居址……8

(4)　2・3号住居址出土遺物……8～20

(5)　4・5号住居址……20、21

(6)　4号住居址出土遺物……21～26

(7)　5号住居址出土遺物……26

(8)　6号住居址……26、27

(9)　6号住居址出土遺物……27～29

(10)　7号住居址……29、30

(11)　7号住居址出土遺物……29～35

3．所　見……35

挿　図　目　次

第１図　甲諏訪遺跡全体図……1
第２図　遺跡の位置……2
第３図　１号住居址平面図……3
第４図　１号住居址炉……4
第５図　１号住居址出土遺物(1)……5
第６図　１号住居址出土遺物(2)……6
第７図　１号住居址出土遺物(3)……7
第８図　２・３号住居址平面図……9
第９図　３号住居址炉……10
第10図　３号住居址出土平面図……10
第11図　２・３号住居址出土遺物(1)……11
第12図　２・３号住居址出土遺物(2)……12
第13図　２・３号住居址出土遺物(3)……13
第14図　２・３号住居址出土遺物(4)……14
第15図　２・３号住居址出土遺物(5)……15
第16図　２・３号住居址出土遺物(6)……16
第17図　２・３号住居址出土遺物(7)……17
第18図　２・３号住居址出土遺物(8)……18
第19図　４・５号住居址平面図……20
第20図　４号住居址出土遺物(1)……22
第21図　４号住居址出土遺物(2)……23
第22図　４号住居址出土遺物(3)……24
第23図　４号住居址出土遺物(4)……25
第24図　５号住居址出土遺物……26
第25図　６号住居址平面図……27
第26図　６号住居址出土遺物(1)……28
第27図　６号住居址出土遺物(2)……29
第28図　７号住居址平面図……30
第29図　７号住居址炉……31
第30図　７号住居址出土遺物(1)……32
第31図　７号住居址出土遺物(2)……33
第32図　７号住居址出土遺物(3)……34
第33図　７号住居址出土遺物(4)……35

図　版　目　次

図版１　１・２・３号住居址／１号住居址
図版２　１号住居址炉／１号住居址遺物出土状況（第７図―38）／２・３号住居址／３号住居址炉／２号住居址炉
図版３　４・５・６号住居址／６号住居址炉
図版４　６号住居址遺物出土状況（第26図―１）／７号住居址／７号住居址炉／７号住居址遺物出土状況（第30図―２）
図版５　１号住居址出土遺物（第５～７図）
図版６　２・３号住居址出土遺物（第11・12・14図）
図版７　２・３号住居址出土遺物（第14・15・17・18図）
図版８　４号住居址出土遺物（第20・21図）
図版９　４号住居址出土遺物（第22・23図）／５号住居址出土遺物（第24図）
図版10　６号住居址出土遺物（第26図）／７号住居址出土遺物（第30図）
図版11　７号住居址出土遺物（第30～33図）

1．は　じ　め　に

本遺跡の調査区は、勢多郡大胡町街の北方で、荒砥川と薬師川に挟まれた南北に伸びる台地上に占地する。堀越並木地区より一丁田地区を通過する大主11号線の東側で、堀越正治地区と一丁田地区を結ぶ大主18号線間に位置する。大主11号線より北東方向に大主18号線に向い、一丁田部落に通ずる小路の東脇の桑畑であり、東方にも小路が南北に走行する。

遺跡の広がりは、調査区の前面が過去に土抜きされており、詳細は不明であるが南北にその範囲が推察される。

調査区は、標高250mが中央部を舌状に南下して傾斜する。（調査区内コンターは、大主11号線より一丁田部落に向う又路に基点を設け、100とした。）調査は、試掘トレンチを39本設け、遺構の確認できた個所で随時拡張を行う事とした。その結果、中期後半の住居址７軒が検出できた。

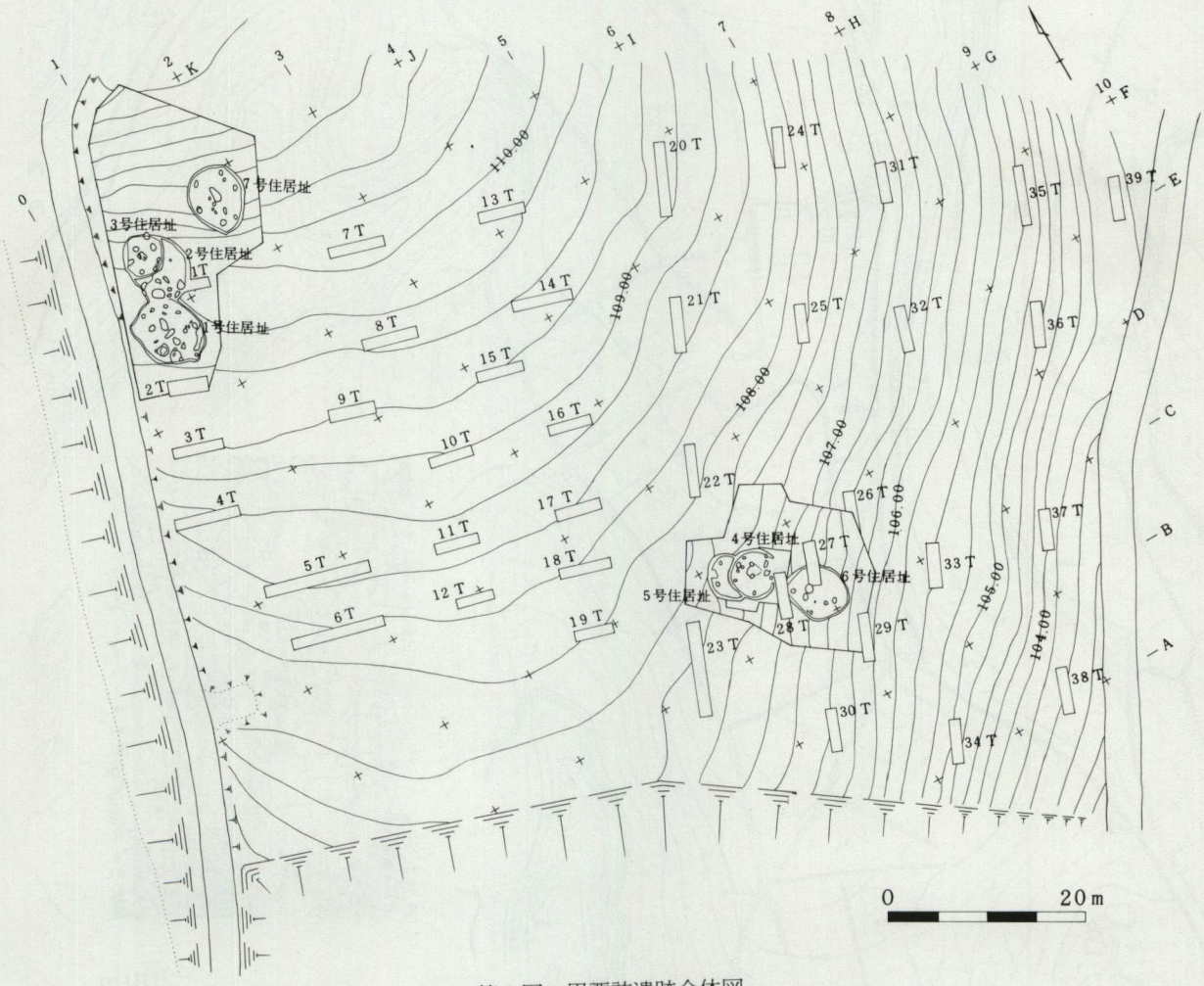

第１図　甲諏訪遺跡全体図

第2図　遺跡の位置

2．遺　構・遺　物

(1)　1号住居址（第3図）

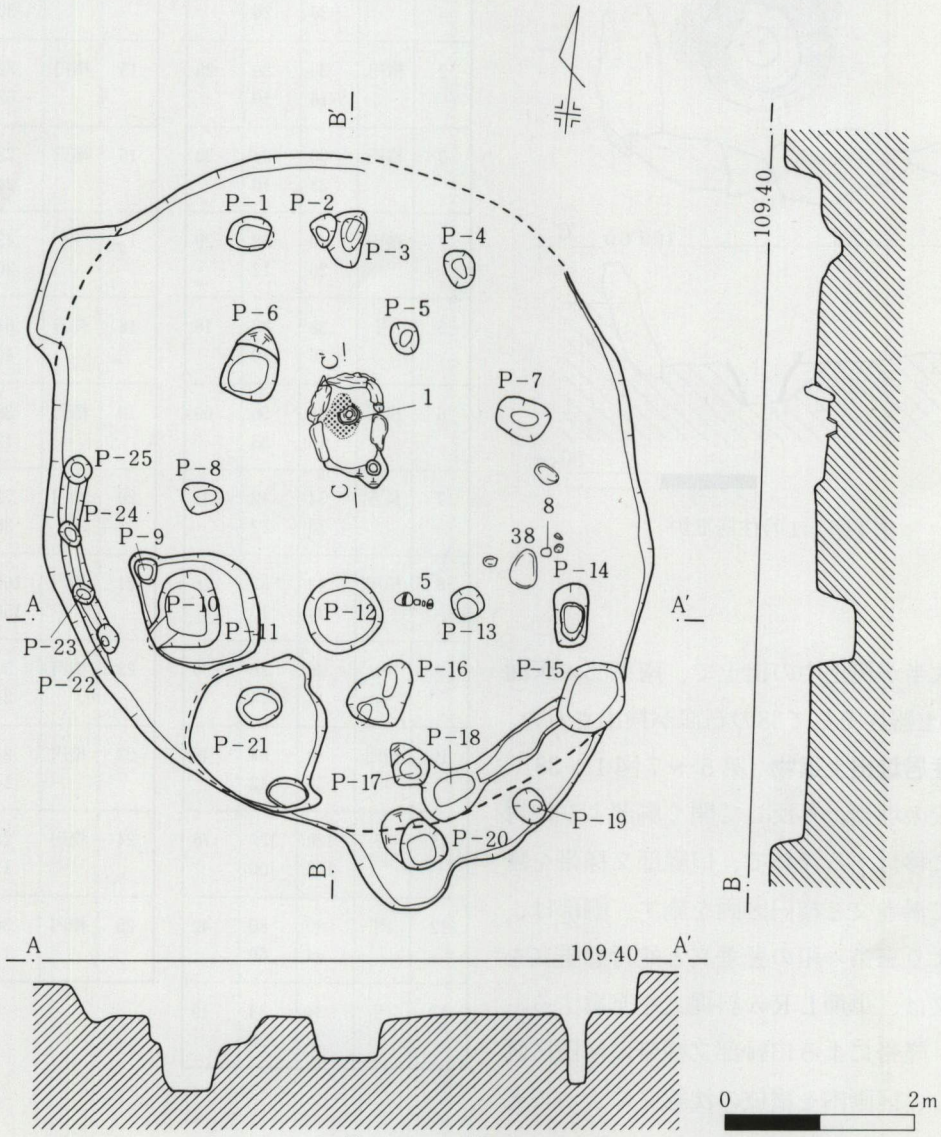

第3図　1号住居址平面図

本住居址は、H、I－OGに跨って検出された。試掘時のトレンチ1Tは、1号と2号住居址の重複部に設けられた結果となり、不注意にも新旧関係を見落してしまった。

形状は、長軸がW－30°－Nを呈する楕円形を呈し、長軸長7.20m、短軸長6.40mの規模を測る。壁は西壁部が上部に連れて開口するが、他壁は、垂直気味となり、35～40cmの壁高を測る。床面は、硬く締まったローム面で、ほぼ平坦である。周濠は、西壁部中央にP21～24の小ピットを4ヶ所に設け、これらを連結する。幅25cm、深さ5～7cm、長さ2.15mほどのものと、南東壁部に幅25～30cm、深さ15cmを測るP15とP18を結ぶものが残存した。柱穴、土坑状の掘り込みはP1～P25が検出された。

炉址は、中央部やや北寄りに位置し、長軸長1.08m、幅軸長0.75mを測る長方形気味の形状で、南東部がやや張り出し、開口する南方部を除き、礫で囲まれた石囲い炉である。炉内には、中央やや北寄りに埋甕を埋設する。焼土は、埋甕を中心として40～45cmほどの範囲に検出された。

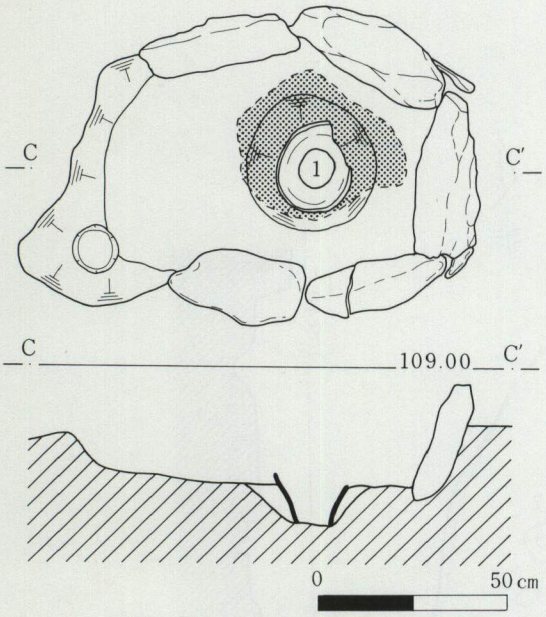

第４図　１号住居址炉

１号住居址柱穴、土坑状掘り込み計測値

No.	形状	長軸	短軸	深さ
1	楕円	44 36	36 26	33
2	楕円	30 16	30 10	25
3	楕円	60 28	34 10	30
4	楕円	40 20	32 12	29
5	円	38 16	38 10	18
6	楕円	78 40	56 35	63
7	長方	54 30	42 12	31
8	楕円	42 24	32 10	18
9	円	26 14	26 14	36
10	楕円	80 50	64 42	49
11	方	120 108	120 100	78
12	円	80 64	80 60	42
13	円	34 22	34 20	19

No.	形状	長軸	短軸	深さ
14	長方	68 30	34 18	72
15	楕円	82 62	66 44	26
16	楕円	72 24	58 10	30
17	円	42 20	40 18	47
18	長方	64 46	46 26	61
19	楕円	38 12	30 10	28
20	楕円	72 30	50 28	67
21	楕円	160 150	136 136	51
22	楕円	30 24	20 20	不明
23	楕円	24 14	16 8	9
24	楕円	28 12	16 8	12
25	楕円	30 14	30 12	32

遺物は、大半が覆土中の出土で、南東部の床面に、５、８の土器片そして38の石皿が検出された。

⑵　１号住居址出土遺物（第５～７図１～38）

１．炉内埋設の埋甕。外反して開く胴部より内彎する口縁に移行する深鉢で、口縁部文様帯を隆帯によって渦巻文と楕円区画を施す。胴部は、沈線文により三条一組の懸垂文と蛇行懸垂文を描く。地文は、単節ＬＲの斜縄文を充塡する。

２～４．６．隆帯による口縁部文様帯に楕円区画を作り出し、区画内を縦位の沈線文によって充塡する。

５．８．５は隆帯、８は沈線文によって懸垂文と蛇行懸垂文を施す。５は、単節ＬＲ、ＲＬを交互に施し、羽状縄文の構成。８は、単節ＬＲの縄文を施す。

７．９．10は隆帯による口縁部文様帯に楕円区画を作り出し、撚糸文を地文として施す。

11．隆帯による口縁部文様帯。地文は、単節ＲＬの斜縄文である。

12．隆帯によって渦巻文等を口縁部文様帯とする。渦巻文には、刻み目を施す。部分的に赤色塗彩が残る。

13．平行沈線文を横位に幾重にも並走させ、連続コの字文を施す。

14．隆帯による渦巻文と、クランク文を繋ぎ、空間部に沈線文で方形区画を作り、区画内を縦位線で充塡する。渦巻文上は、小突起とする。

15．隆帯による口縁部文様帯で、蕨手状文の一部が残る。地文は、撚糸文である。

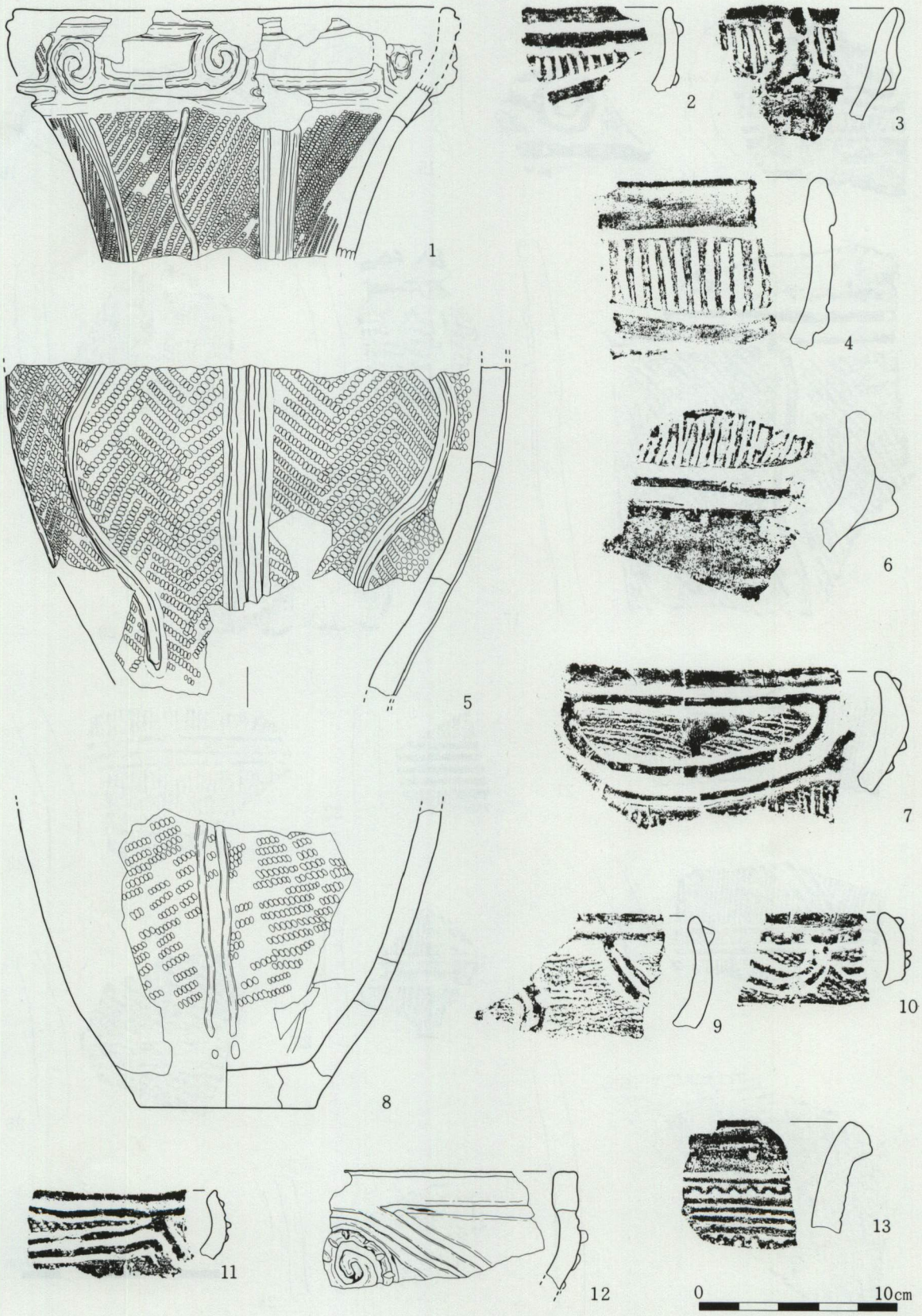

第５図　１号住居址出土遺物(1)

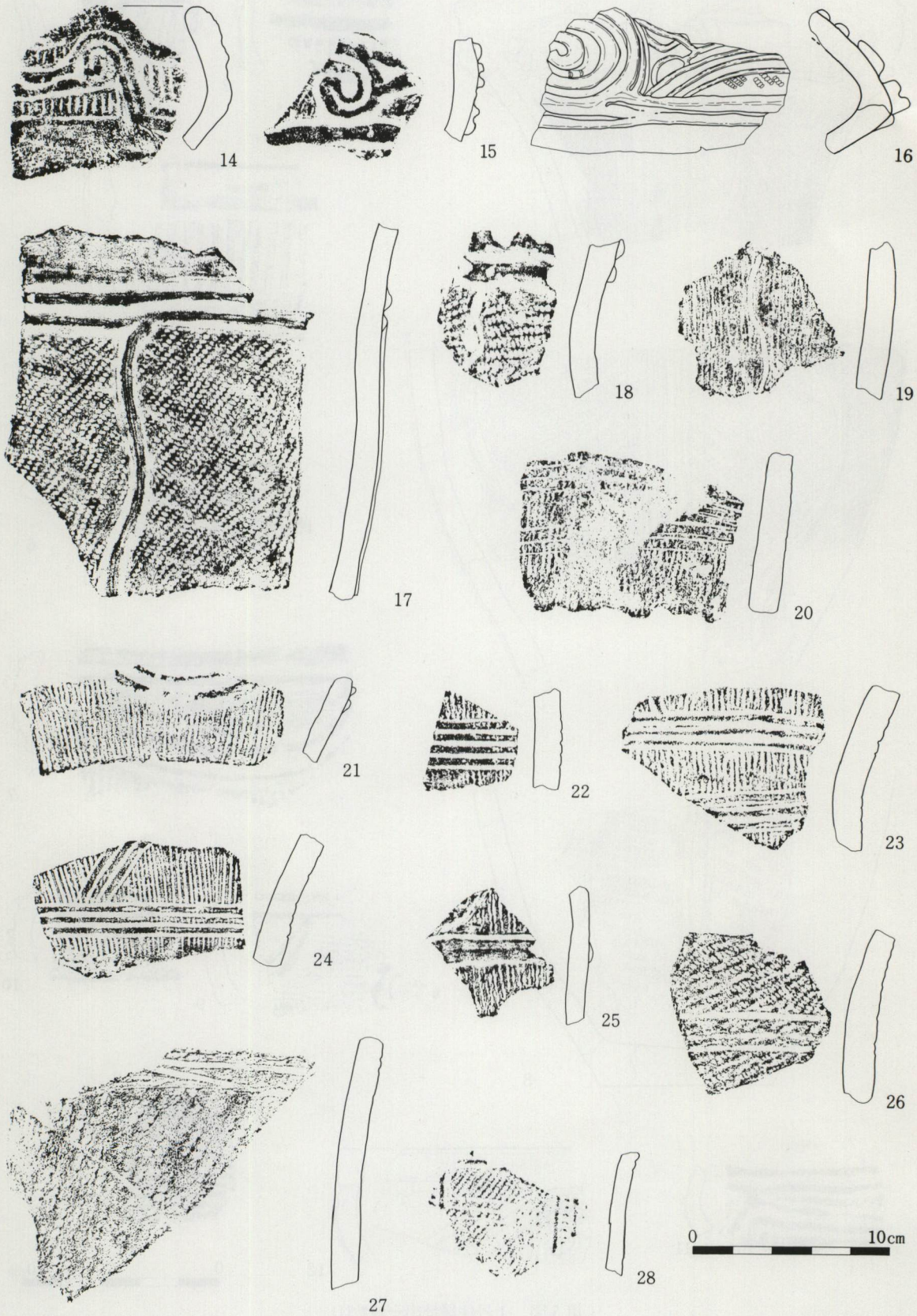

第6図　1号住居址出土遺物(2)

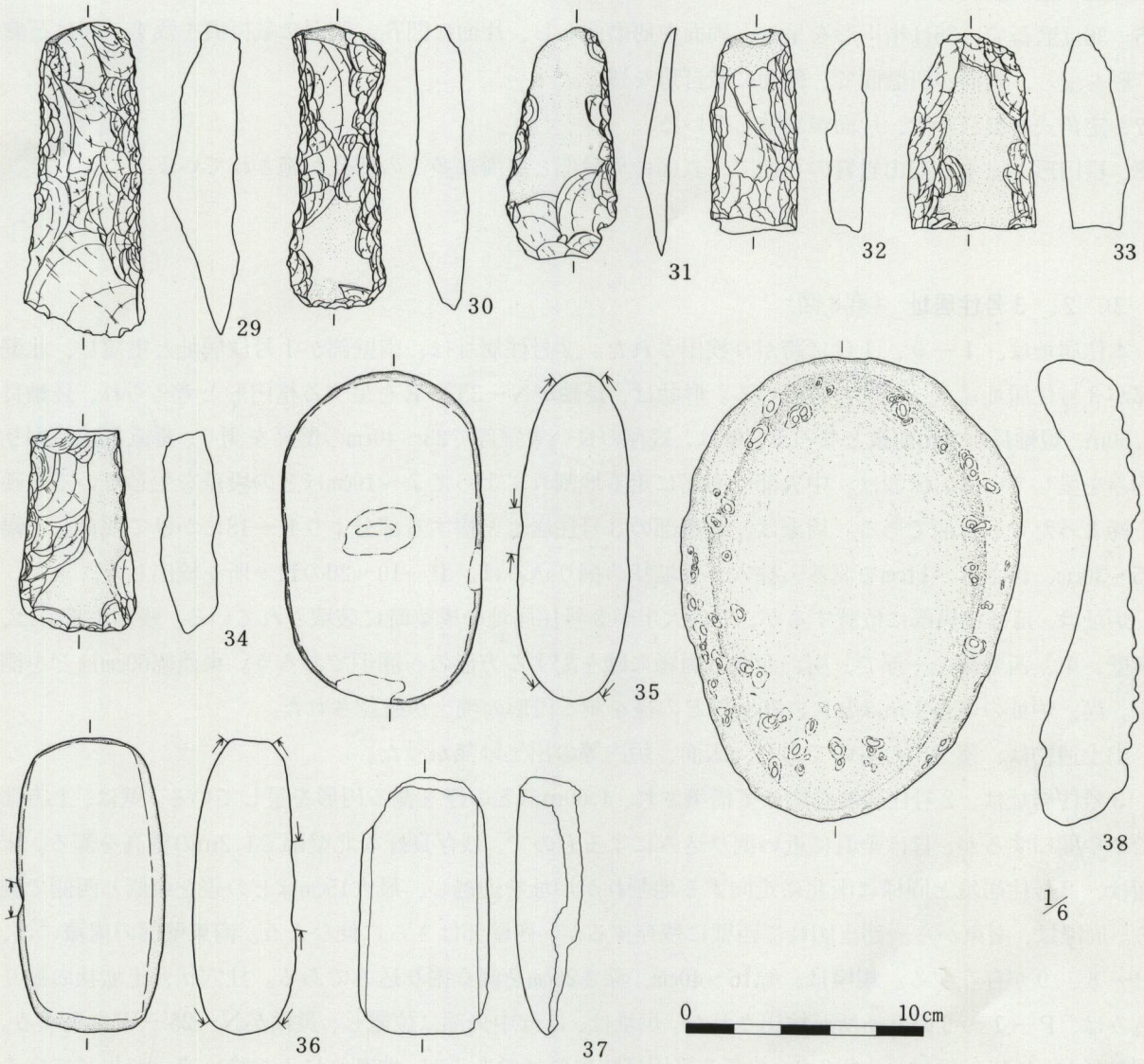

第７図　１号住居址出土遺物(3)

16．くの字状に強く屈曲する胴部片で、隆帯と浮線文により渦巻文、曲線文を描く。地文は、単節ＲＬの斜縄文である。

17．18は横位に並走して廻る隆帯より、17は隆帯、18は沈線で蛇行懸垂文を描く。地文は、17が単節ＬＲの斜縄文、18も単節ＬＲの縄文を横位に施す。

19．縦位の条線文を充塡し、沈線で蛇行懸垂文を描く。

20～23．25は縦位の撚糸文を充塡し、20．22．23は平行沈線文帯を横位に並走させ、21．25は隆帯によって文様を施す。

24．縦位、斜位の櫛状沈線文を充塡し、横位、斜位に平行沈線文帯を施す。

26．27は横位に沈線文を廻らす胴部片で、ＬＲの縄文を施す。

28．連続刺突文を伴う隆帯の方形区画内に平行沈線文で意匠文を描く。地文は、単節ＬＲの斜縄文を充塡する。

29．34は撥状形。30～33は短冊形を呈する打製石斧である。

35．36は磨石で、35は楕円形を呈し、両面を研磨面とし、片面に凹孔、側面に敲打痕を残す。36は石鹸形を呈し、両面が研磨面で、側面に敲打痕を残す。

37．定角式磨製石斧で、片面が剝離している。

38．楕円形を呈する安山岩質の石皿で、表面の周縁部と裏面は多くの凹孔が施されている。

⑶　２、３号住居址（第８図）

本住居址は、Ｉ－０、１Ｇに跨がり検出された。２号住居址は、南壁部が１号住居址と重複し、北壁部が３号住居址によって切られている。形状は、長軸がＮ－35°－Ｅを呈する楕円形と考えられ、長軸長6.60m、短軸長が５m前後となろう。壁は、残存の良い東壁部で23～40cmの壁高を測り、垂直気味の掘り込みを呈している。床面は、中央部で南北に走る地割れによって７～10cmほどの段差を生じているが硬く締まったローム面である。周濠は、北東部の３号住居址と接する部分よりＰ－18にかけて残存し、幅15～30cm、深さ６～11cmを測る。柱穴、土坑状の掘り込みは、Ｐ－10～20の11ヶ所を検出した。

炉址は、ほぼ中央部に位置するが、その大半が３号住居址の構築時に破壊されている。残存するのは、南壁、東、西壁部の一部で、南、西壁の周縁に礫を配する方形の石囲炉であろう。東西幅60cmほどを測る。尚、炉址の南東１mほどに、70cmほどの径を測る円形の焼土が確認された。

出土遺物は、覆土中のものであり、床面、炉内等の出土は無かった。

３号住居址は、２号住居址を切って構築され、4.60mほどの径を測る円形を呈している。壁は、上方部でやや開口するが、ほぼ垂直に近い掘り込みによるもので、残存良好な北壁部で1.2mの壁高を測る。床面は、２号住居址と同様に南北に走向する地割れが炉址を通過し、最大15cmほどの差を東側と西側で測る。周濠は、南東から一部止切れて西壁に残存するが、西壁部はさらに伸びよう。南東壁部の周濠には、Ｐ－８、９が存在する。規模は、幅16～40cm、深さ20cmを測る掘り込みである。柱穴状、土坑状の掘り込みは、Ｐ－１～９の９ヶ所が検出された。炉址は、ほぼ中央部に位置し、長軸がＮ－25°－Ｗを呈する。長軸長が、1.1m、短軸最大幅0.8mを測る楕円気味の形状であるが、地割れにより喰い違いが生じている為、その形状が多少変化している。周縁の一部を除いて、石皿、磨石等の礫による石囲い炉で、炉内からは、少量の焼土粒が検出された。

出土遺物は、炉址の北方、Ｐ－２付近で深鉢、南東部の周濠上で石皿、覆土内より多量の遺物を検出した。

⑷　２．３号住居址出土遺物（第11～17図１～81）

１．直線的に開口し、胴部中位上方でくの字状に強く内折し、頸部より再び外反して開く口縁部へ移行する。文様帯は、口唇部と胴部上半に施され、口唇部には二条の沈線文と刺突状の円文を描く。胴部文様帯は、頸部の連続刺突文を施す隆帯と胴部屈曲部の渦巻文を伴う隆帯により区画され、この渦巻文と頸部の隆帯を縦位に繋ぎ方形枠を作り出す。枠内には、隆帯と沈線文により渦巻文を描き、両方を弧線で繋ぐ。空間部は、円形刺突文を充塡する。この胴部上半の文様帯には、僅かに単節ＬＲの斜縄文が残る。３号住居址覆土中の出土。

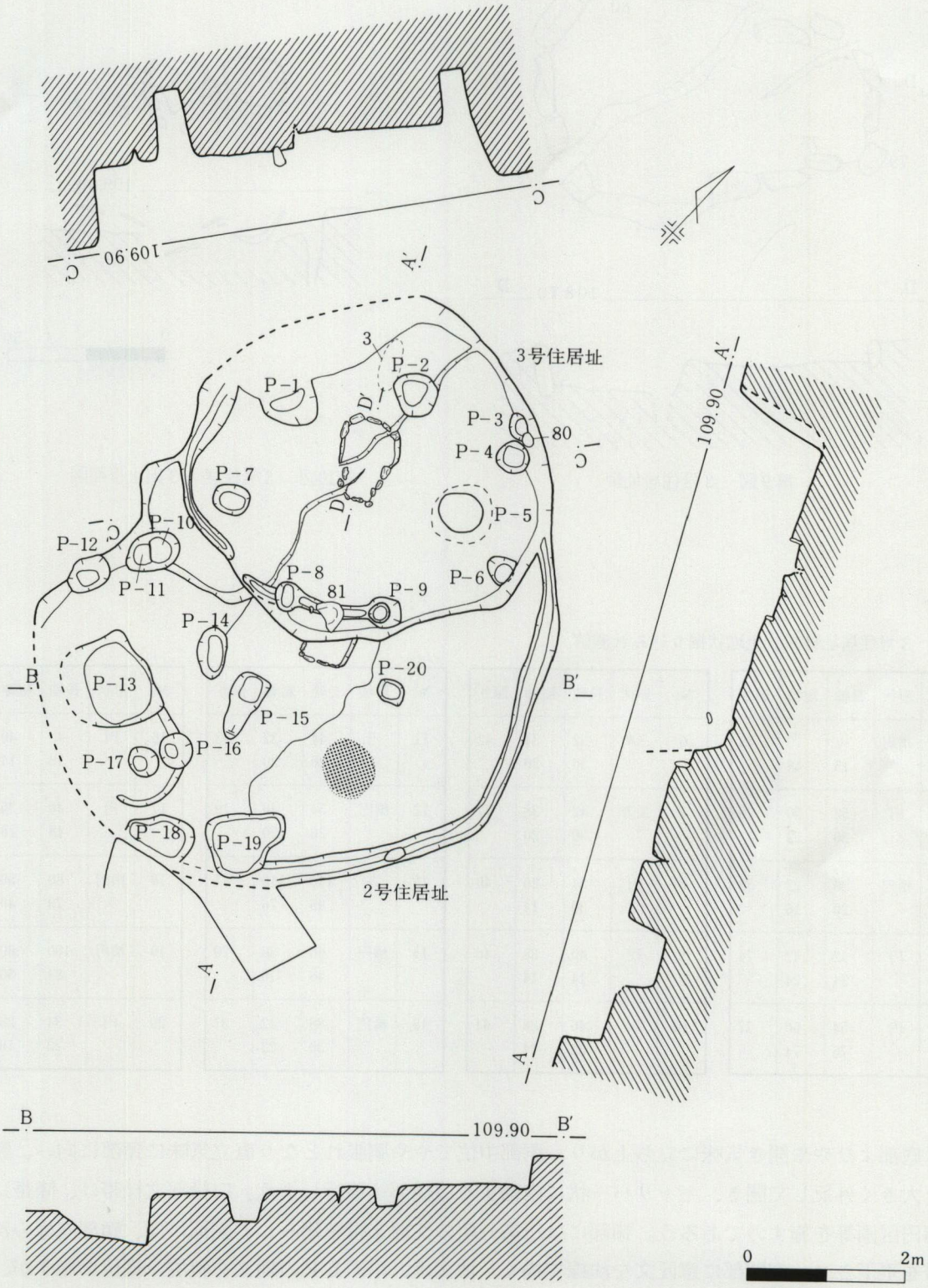

第8図　2・3号住居址平面図

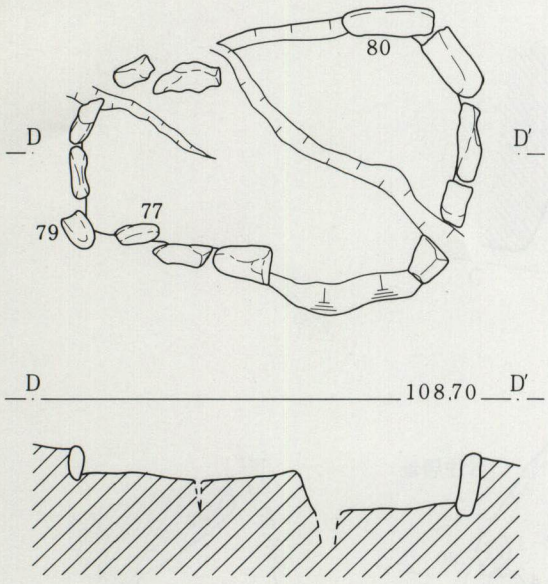

第９図　３号住居址炉

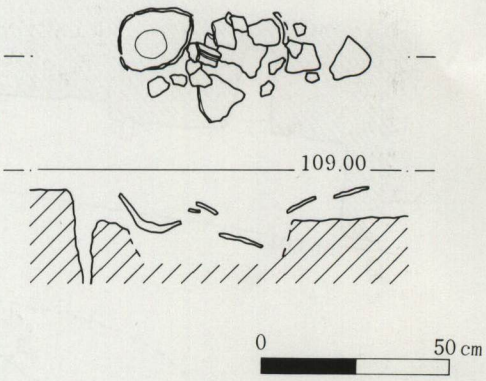

第10図　３号住居址３出土平面図

２、３号住居址柱穴、土坑状掘り込み計測値

No.	形状	長軸	短軸	深さ
1	楕円	— 15	70 48	75
2	円	52 30	50 52	26
3	楕円	36 20	22 16	33
4	円	42 24	42 24	74
5	円	54 76	50 74	77

No.	形状	長軸	短軸	深さ
6	三角	32 20	34 20	42
7	長方	42 30	38 20	77
8	円	34 30	26 14	40
9	円	40 14	38 14	46
10	円	46 32	38 24	64

No.	形状	長軸	短軸	深さ
11	円	44 26	32 20	53
12	楕円	54 26	40 20	19
13	方	116 96	110 76	47
14	楕円	66 46	36 16	20
15	楕円	88 30	42 22	37

No.	形状	長軸	短軸	深さ
16	円	42 18	40 14	43
17	円	40 18	36 18	23
18	楕円	80 70	50 40	不明
19	楕円	100 84	80 66	29
20	円	34 22	28 18	26

２．底部よりやや開き気味に立ち上がり、胴部中位でやや胴脹れとなり直立気味に頸部に向い、頸部より大きく外反して開き、キャリパー状に内彎する口縁部へ移行しよう。口縁部文様帯は、隆帯により楕円区画等を施すのであろう。頸部には三条一組の沈線文帯を廻らし、胴部には、頸部同様の沈線文帯を垂下させ、空間部に意匠文を沈線で描く。地文は、単節ＬＲの縄文を斜位、縦位に施すが、口縁部文様帯下に無文部が僅かに廻る。

３．底部より開き気味に立ち上がり、寸胴の胴部となって頸部よりやや外反気味とする。頸部に四条の沈線文を廻らし、下方に胴部文様帯が続く。文様帯は、沈線により頸部沈線文帯より垂下する懸垂文、蛇行懸垂文、Ｃ字文的曲線文、円文状文様等を施す。

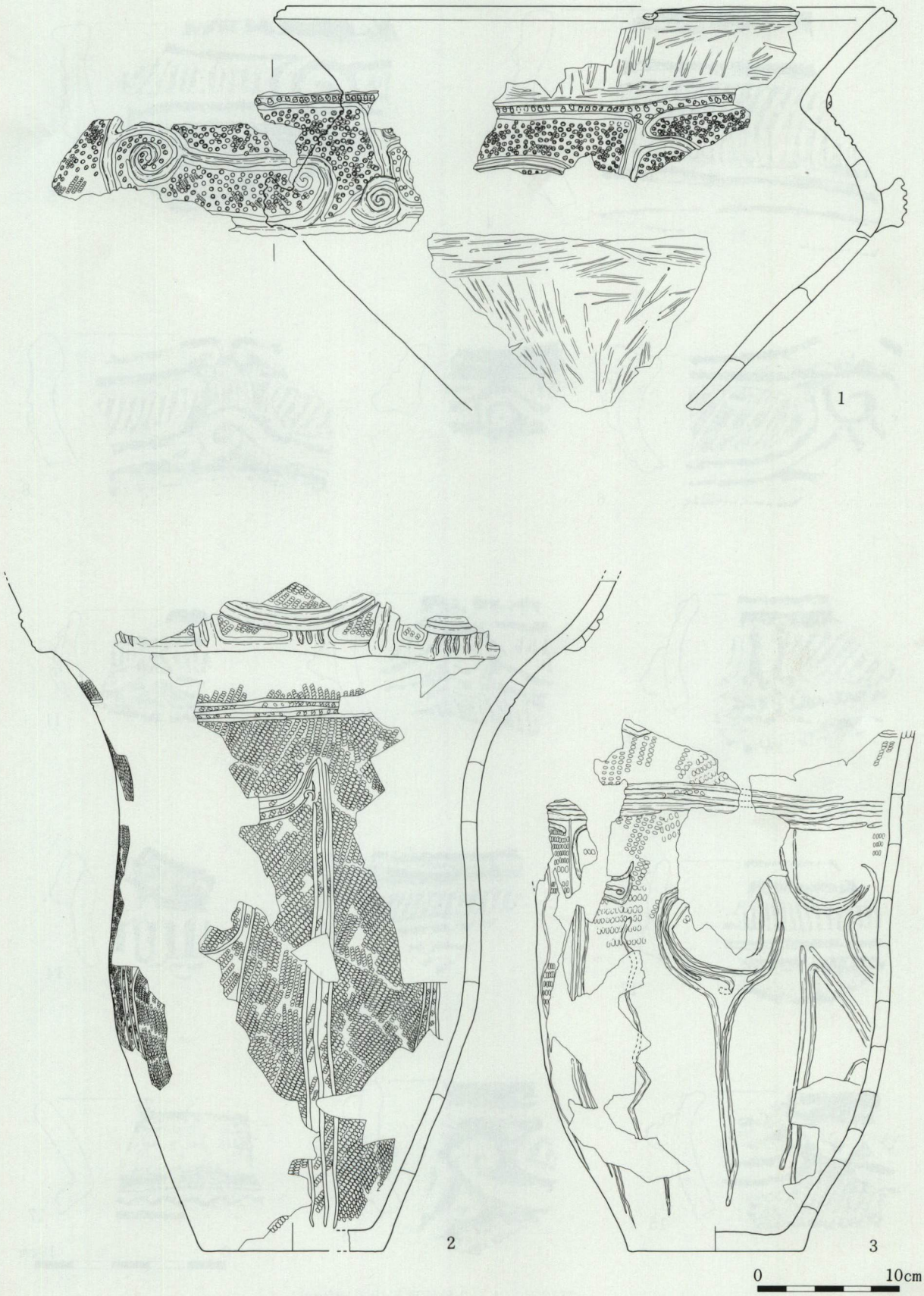

第11図　2・3号住居址出土遺物(1)

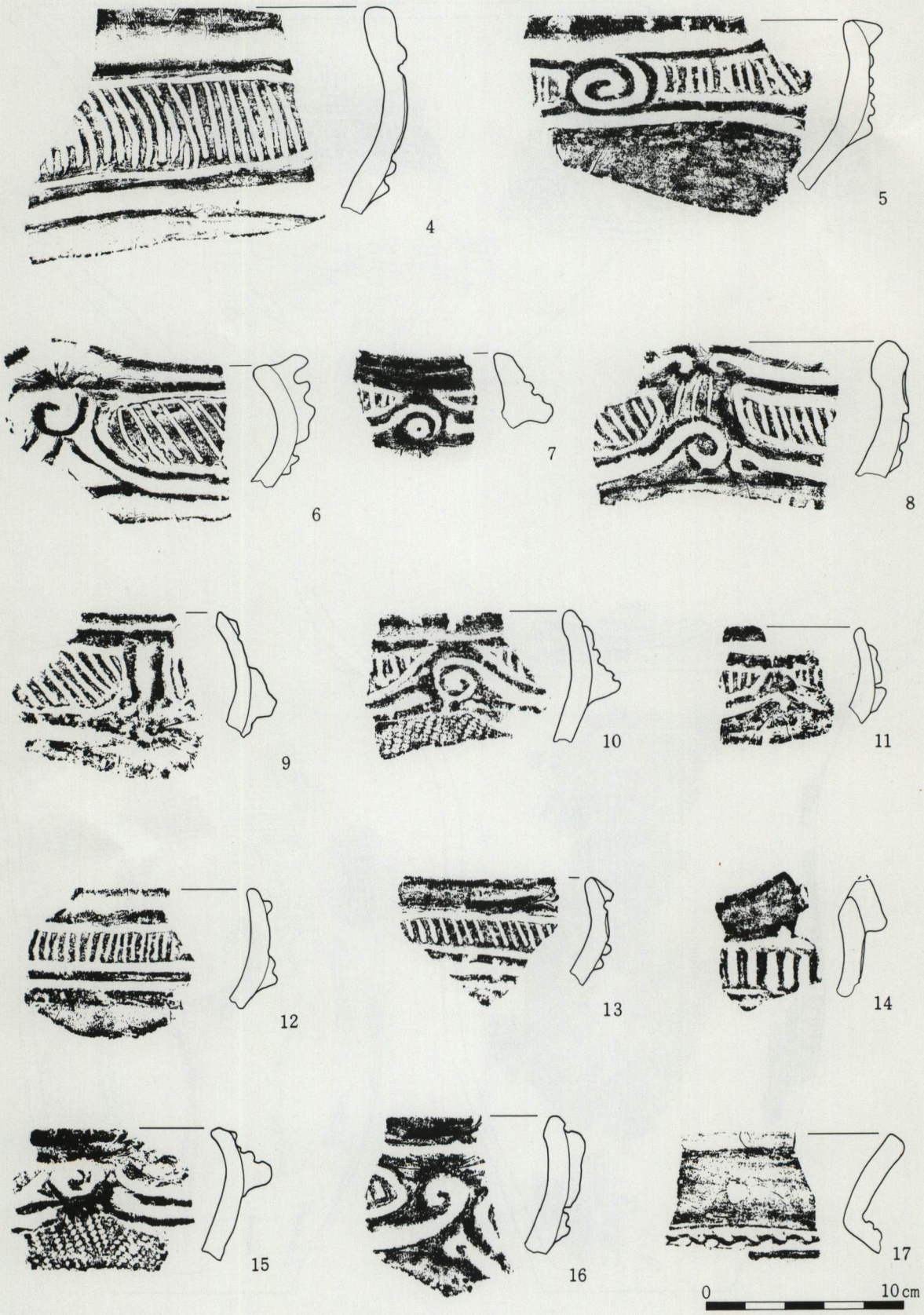

第12図　2・3号住居址出土遺物(2)

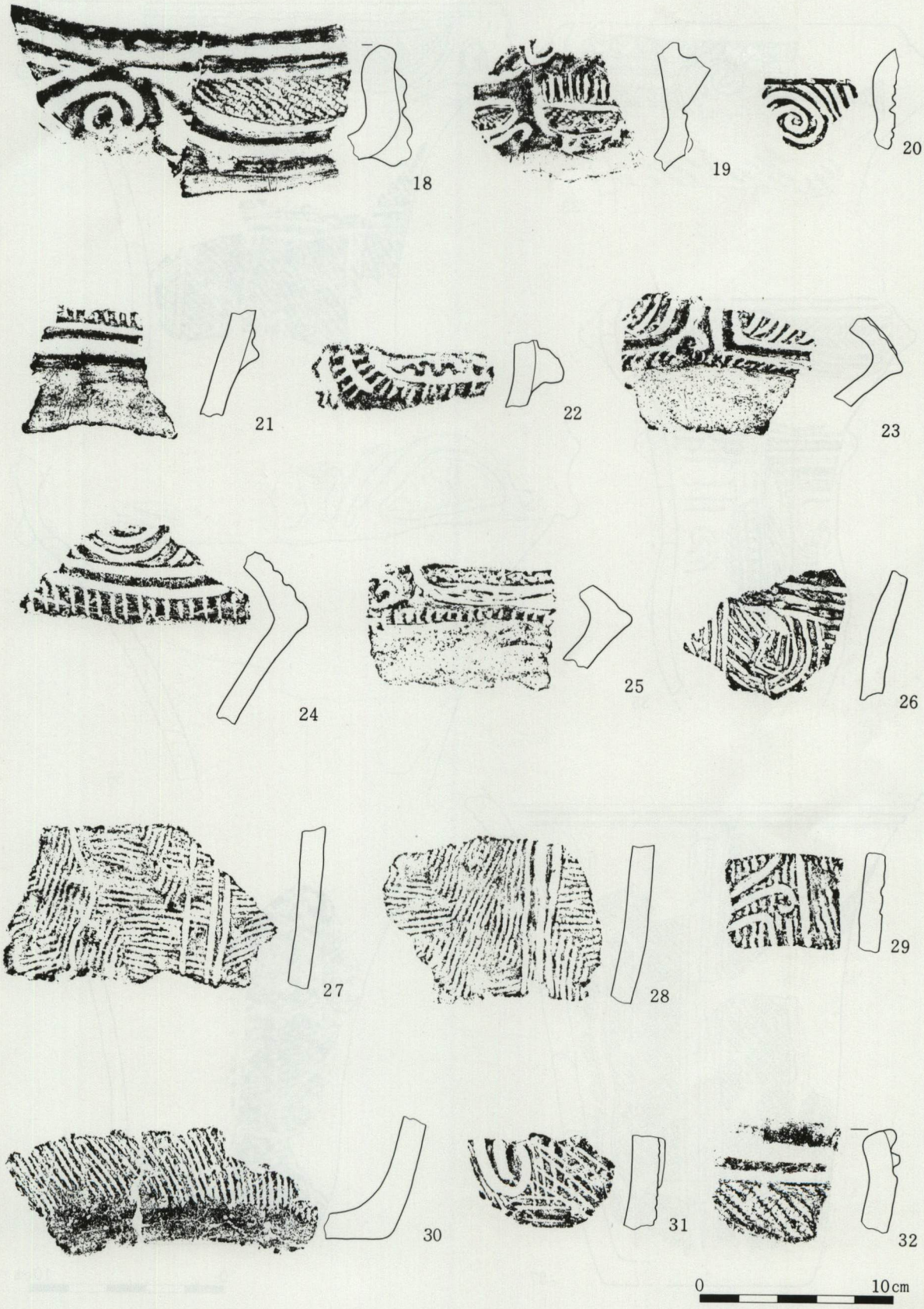

第13図　2・3号住居址出土遺物(3)

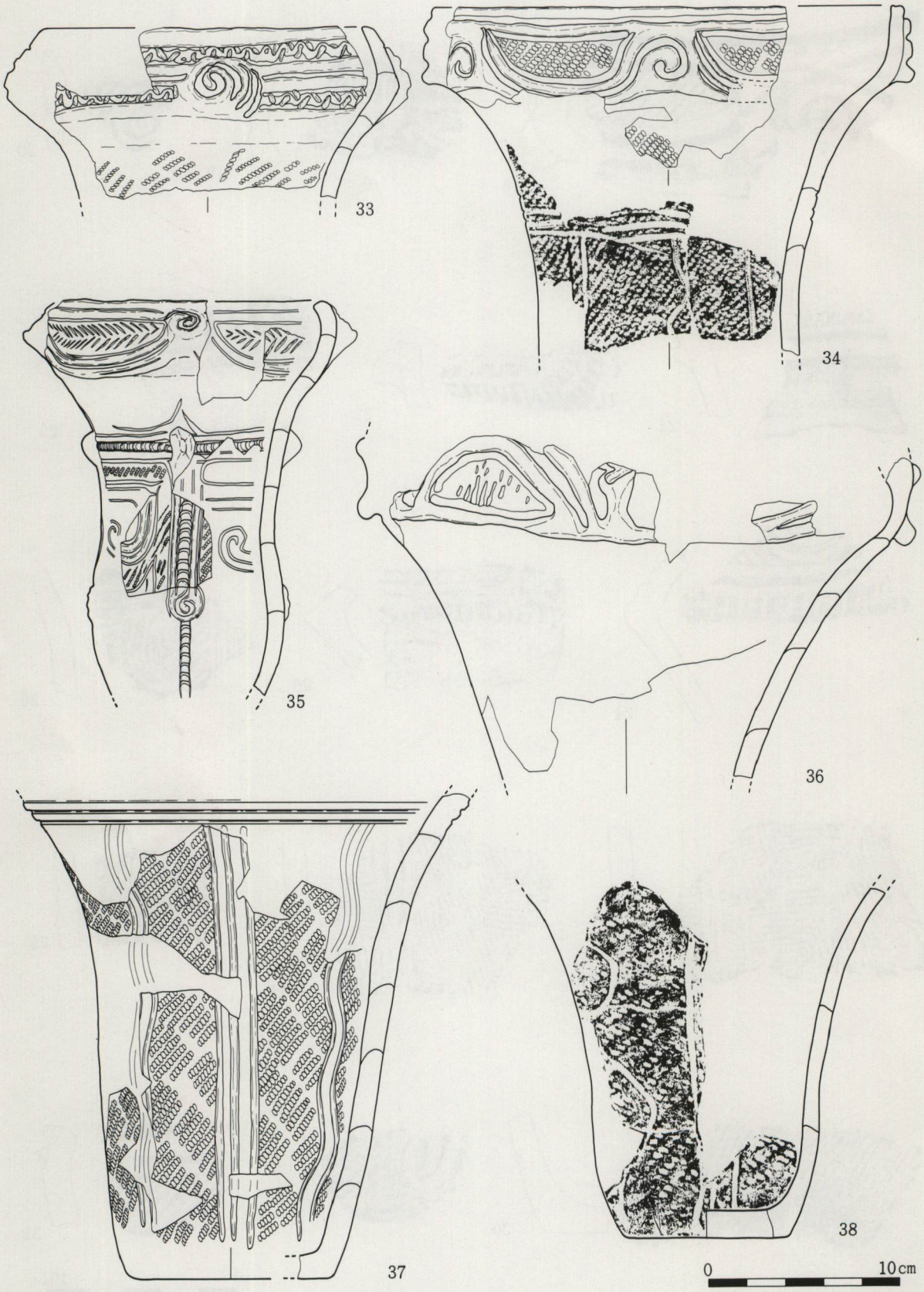

第14図　2・3号住居址出土遺物(4)

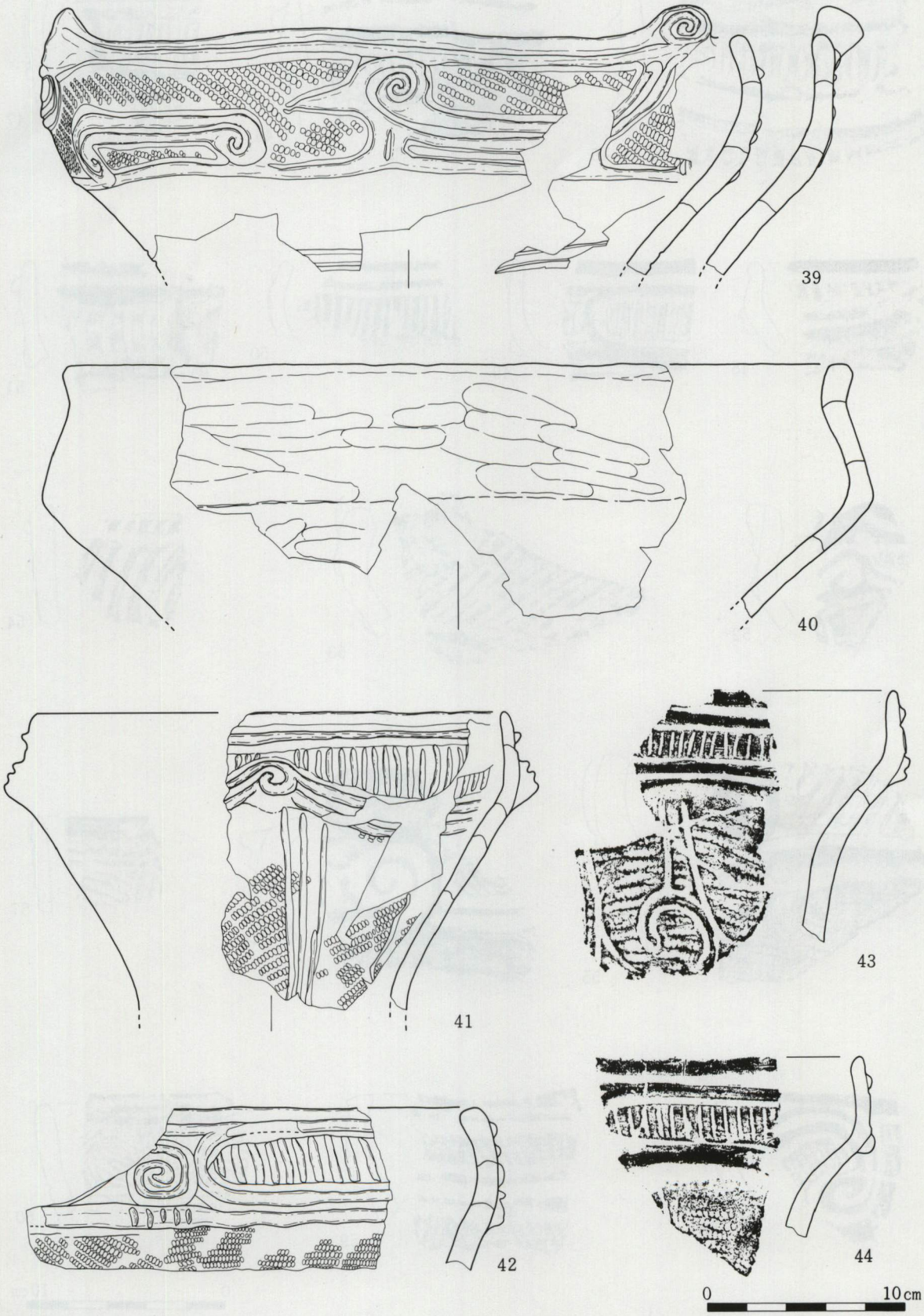

第15図　2・3号住居址出土遺物(5)

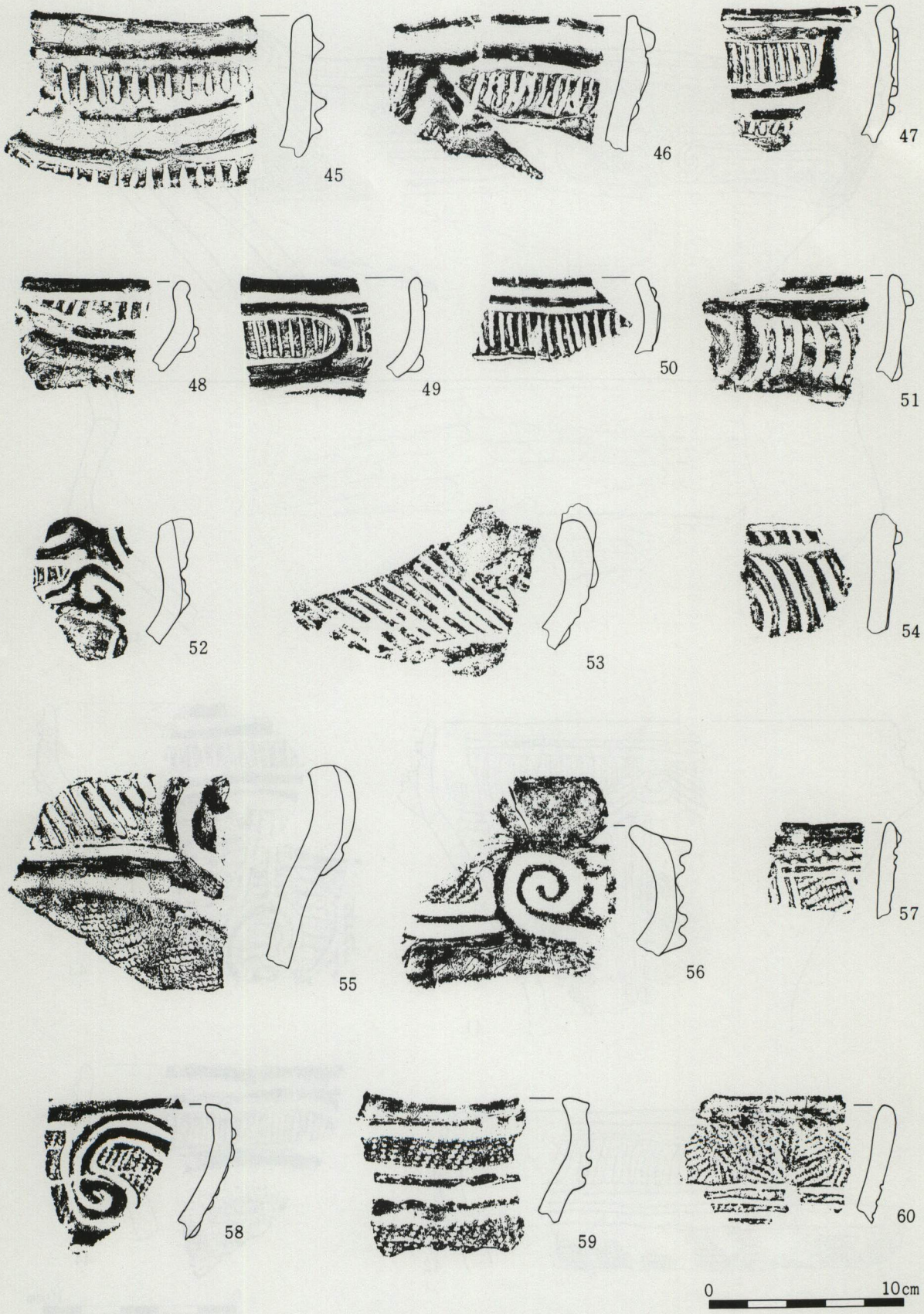

第16図　2・3号住居址出土遺物(6)

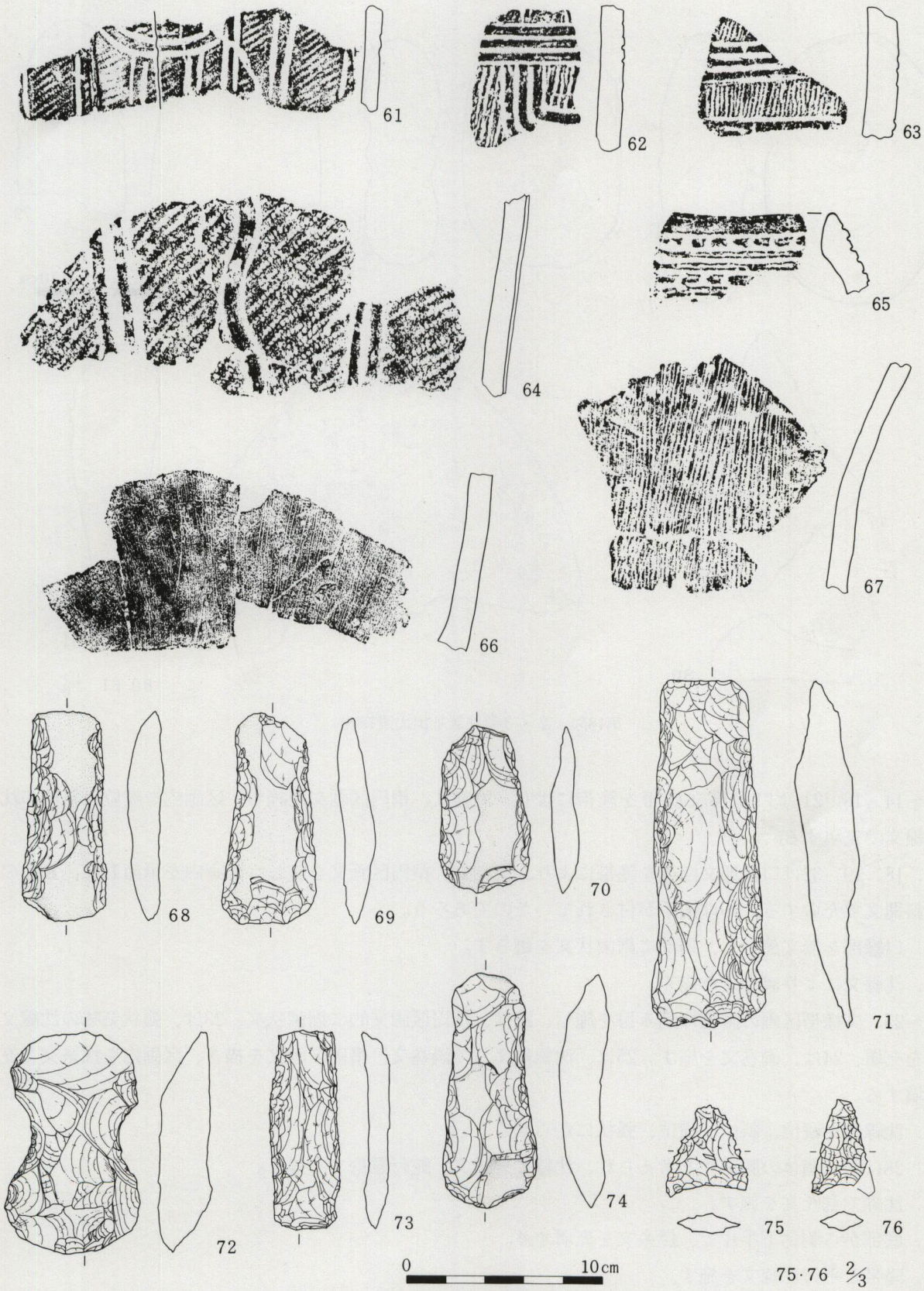

第17図　2・3号住居址出土遺物(7)

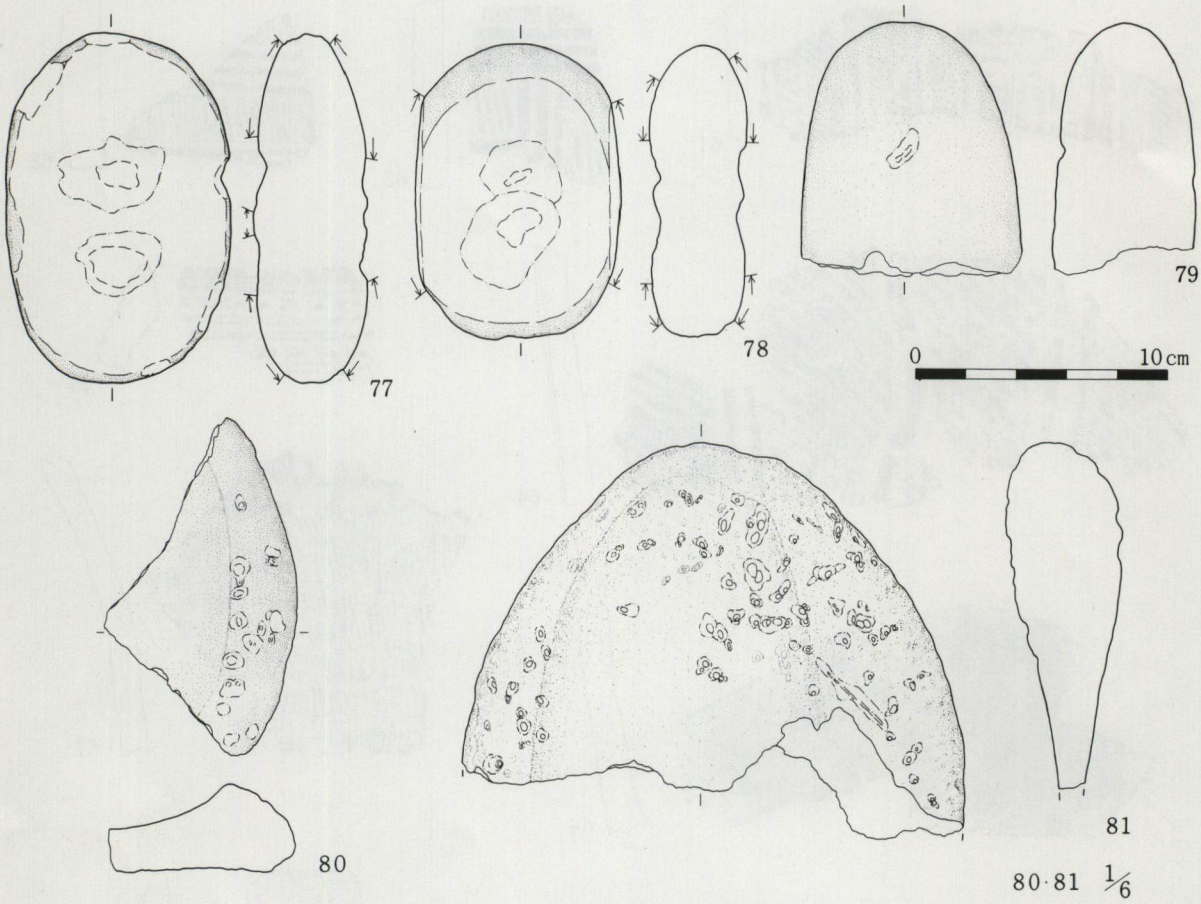

第18図　2・3号住居址出土遺物(8)

4～14．16．21は口縁部文様帯を隆帯により、渦巻文、楕円区画文を施し、区画内を縦位、斜位の沈線文で充塡する。

15．18．19．32は口縁部文様帯を隆帯により、渦巻文、楕円区画文を施し、区画内を単節ＬＲ、ＲＬの斜縄文で充塡する。19は把手が付されていたのであろう。

17．口縁部を無文部とし、頸部に鋸歯状文を廻らす。

20．沈線文により渦巻文を描く。

22～25．文様帯区画の隆帯に刻み目を施し、22は、楕円区画文的に鋸歯状文、23は、弧状気味の沈線文を充塡、24は、渦巻文を施す。25は、沈線によって渦巻文、楕円区画文を描き、区画内を撚糸文で充塡する。

26．沈線文を縦位、斜位、横位、弧状に走らせる。

26．28は同一個体の胴部片と考えられ、沈線で懸垂文、蛇行懸垂文を描く。

29．沈線で意匠文を施す。

30．底部から胴部下半片で、撚糸文を充塡する。

31．隆帯と平行沈線文を施す。

33．頸部より外反して開き、くの字気味に内彎する口縁部へ移行する。口縁部文様帯は、隆帯による渦巻文と、沈線文を挟んで、鋸歯状文を二列並走させる。頸部には、単節ＬＲの斜縄文を施す。

34．口縁部文様帯を隆帯により、渦巻文、楕円区画文を作る。頸部に横位に廻る沈線文帯を設け、それより垂下する懸垂文、蛇行懸垂文を施す。単節ＬＲの斜縄文を充塡する。

35．下脹れの胴部よりやや外反気味に立ち上がり、キャリパー状に内彎する口縁部に移る。口縁部文様帯は、隆帯によって渦巻文、楕円区画文を作り、区画内を沈線文で矢羽根状に充塡する。頸部の無文部を挟んで突起を付す連続爪形文を横位に廻らし、突起より逆Ｓ字文を胴部中位に施して連続爪形文を垂下させて繋ぎ、胴部文様帯を四分画する。区画内は、沈線文により意匠文を施す。地文は単節ＬＲの斜縄文である。

36．胴部上半よりキャリパー状に内彎する口縁部に移行する。口縁部文様帯は、隆帯によって半円状区画等を作り、区画内に沈線を施す。胴部は無文である。

37．底部より円筒気味に直立する胴部へ移り、頸部で外反する。頸部に沈線文を横位に並走させて廻らせ、それより垂下する三条一組の懸垂文と二条一組の蛇行懸垂文を繰り返す。地文は、単節ＬＲの斜縄文である。

38．底部より上方に連れて開口する胴部片で、沈線で懸垂文と蛇行懸垂文を描く。

39．キャリパー状に内彎する口縁部片で、口唇部に渦巻文を施す突起を付す。口縁部文様帯は、隆帯により渦巻文を施し、それらを弧線文で結び楕円文区画を作る。無文部を挟んで頸部に沈線文を横位に廻らす。

40．無文の浅鉢形土器片で、くの字状に強く屈曲する胴部より口唇部を短く直立気味とする。

41．頸部より外反して開き、口縁部を直立気味に内彎させる。口縁部文様帯は、隆帯により渦巻文と弧文を組み合わせ、半円状区画を繰り返す。区画内には、縦位の沈線文を充塡する。口縁部文様帯下より沈線で懸垂文と蛇行懸垂文を描く。地文は、単節ＬＲの斜縄文を施す。

42．口縁部文様帯を隆帯により渦巻文と楕円区画文を作り、区画内を縦位の沈線文で充塡する。渦巻文下の横位の隆帯には、刻み目を施す。

43．44は、口縁部文様帯の区画内に縦位の沈線文を施し、43は、頸部～胴部に沈線によって蕨手状文等を描く。

45～52．55は、口縁部文様帯を隆帯により楕円区画、渦巻文を施し、区画内を縦位、斜位の沈線文で充塡する。

53．波状を呈する口縁部片で、把手を付していたであろう。斜位の沈線文を施す。

54．隆帯に刻み目を施し、区画内を弧文の沈線で充塡する。

56．58．59は、口縁部文様帯を隆帯により渦巻文、楕円区画を作り、単節ＬＲの斜縄文を充塡する。

57．口唇部下に鋸歯状文を施す。

60．口縁部に横位に並走する沈線文を廻らす。

61．二条一組の沈線文により縦位線と曲線文を組み合わせる。

62．63は、縦位の撚糸文を充塡し、三条一組の平行沈線文を横位等に施す。

64．隆帯を二本一組で懸垂文と一本の蛇行懸垂文を交互に付す。

65．口縁部に横位に並走する平行沈線文を重ね、部分的に爪形文を連続させる。

66．67は、条線文を充塡する胴部片。

68～71．73．74は、短冊形、72は、分銅形を呈する打製石斧。

75．76は、基部に抉入のある無茎石鏃。

77．78は、楕円形を呈する磨石で、77は、表裏面を研磨面とし、凹孔を設け、78は、側面にも研磨面を施す。

79．円礫を利用した磨石。

80．81は、安山岩質の石皿片で、表裏面に凹孔を設ける。

(5)　4・5号住居址（第19図）

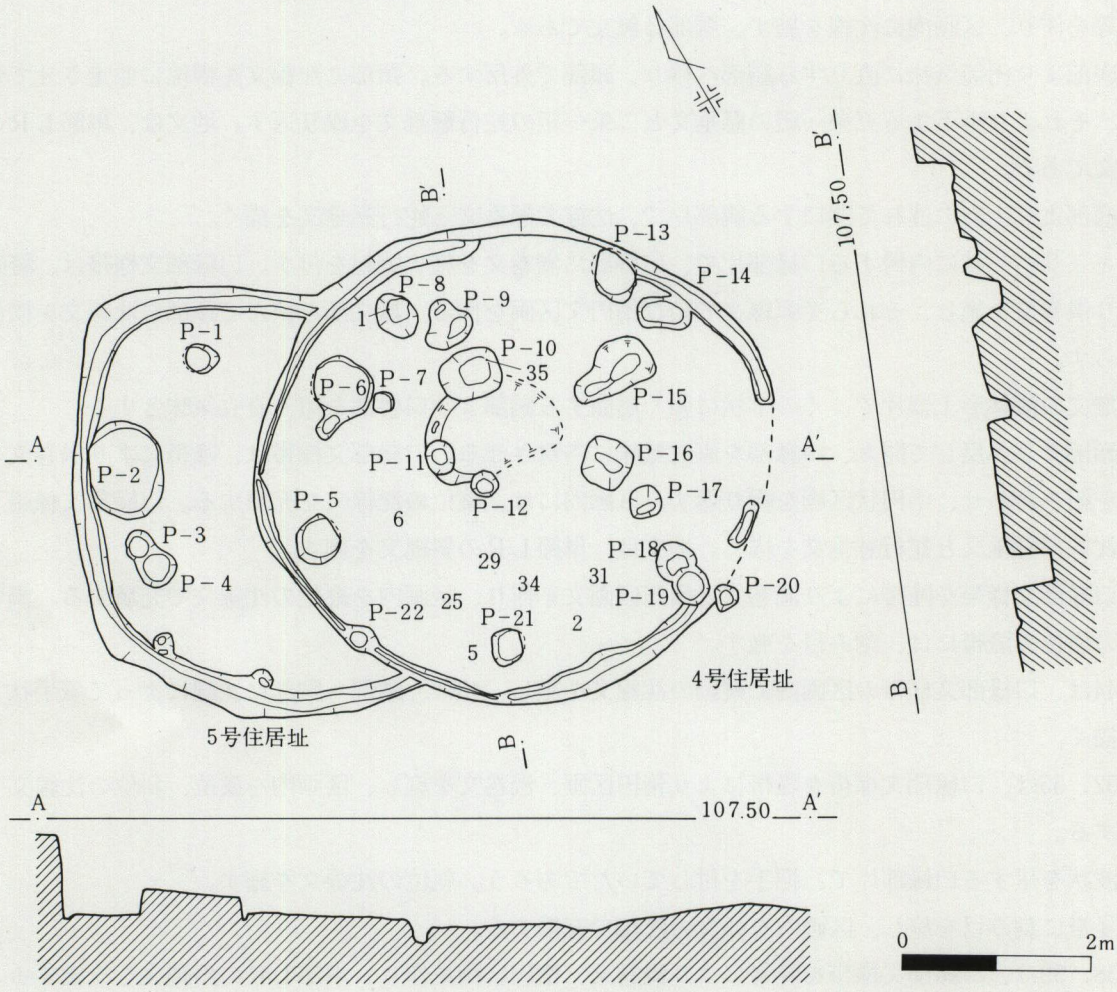

第19図　4・5号住居址平面図

4号住居址は、C－4Gに検出され、西壁部が5号住居址と重複し、5号住居址を切って構築されている。

形状は、長軸がN－16°－Eを呈する楕円形で、長軸長5.60m、短軸長5.10mを測る。壁は、南東壁で僅かに周濠を残すのみとなるが、残存の良い北壁部で30cmほどの壁高を測る。掘り込みは、ほぼ直である。床面は、ほぼ平坦なローム面で、全体に締りは弱い。周濠は、南東壁部と北東壁部を除いてほぼ全周する。幅10～40cm、深さ10～20cmを測る。柱穴、土坑状掘り込みは、P－5～22の18ヶ所を検出した。

炉址は、中央やや北よりに位置し、長軸長1.50m、短軸長１mを測る楕円形を呈する。炉内からは、僅かな焼土粒が検出された。

遺物は、南側に散在して出土し、Ｐ－８内より深鉢胴部片が出土し、覆土内の破片と接合(1)。

５号住居址は、Ｃ－４、Ｄ－４Ｇに跨って検出され、その大半が４号住居址によって破壊されている。形状は、北西コーナー部が隅丸方形気味となる楕円形となろう。残存する南北長は、4.5mを測る。壁は残存部で、50cmほどの壁高を測り、ほぼ垂直の掘り込みを呈している。床面は、ほぼ平坦で、硬く締まっているローム面である。

周濠は、残存壁に全周し、幅20～35cm、深さ５cm前後を測る。柱穴、土坑状掘り込みは、Ｐ－１～４が検出された。

炉址は、４号住居址によって破壊され、残存しない。

遺物は、覆土中より数点出土したのみである。

4、５号住居址柱穴、土坑状掘り込み計測値

No.	形状	長軸	短軸	深さ
1	円	34 28	30 24	70
2	楕円	105 90	80 70	27
3	円	30 20	30 18	48
4	円	40 28	40 28	68
5	円	50 38	46 40	69
6	楕円	90 52	60 66	71

No.	形状	長軸	短軸	深さ
7	円	24 20	24 20	48
8	楕円	52 26	40 22	48
9	楕円	54 28	52 14	13
10	長方	64 30	54 26	33
11	円	36 16	30 12	不明
12	円	28 16	26 14	22

No.	形状	長軸	短軸	深さ
13	楕円	44 50	44 50	60
14	長方	56 42	32 20	不明
15	楕円	90 40	56 16	21
16	円	50 30	50 10	27
17	円	32 20	32 8	21
18	円	42 22	40 12	46

No.	形状	長軸	短軸	深さ
19	円	42 26	40 26	53
20	円	24 12	24 12	不明
21	円	40 30	32 30	45
22	円	34 16	30 16	37

(6)　４号住居址出土遺物　（第20～23図１～40）

1．球形気味胴部より強く外反して開き、キャリパー気味に内彎する口縁部へ移行する。口縁部文様帯を隆帯により区画し、区画内を矢羽根状に沈線文で充塡する。頸部に三条一組の沈線文を横位に廻らし胴部文様帯を区画し、蛇行懸垂文、弧線文、Ｊ字状文を描く。地文は、単節ＬＲの斜縄文である。

2．筒形の胴部片で、三条一組の縦位線と一本の蛇行懸垂文を交互に沈線で描く。

3．口縁部文様帯を隆帯により∞字文等を施し、空間部を沈線文で埋める。頸部には条線文を充塡する。

4．橋状把手が付されていたと考えられる口縁部片で、口縁部文様帯を隆帯により区画し、区画内を縦位の沈線文で充塡する。

5．環状気味の把手を付すと思われる口縁部片で、口縁部文様帯を隆帯により楕円区画を作り、区画内に斜位の沈線文を充塡する。把手部には、沈線で、蕨手状の曲線文等を施す。頸部に三条の沈線文を

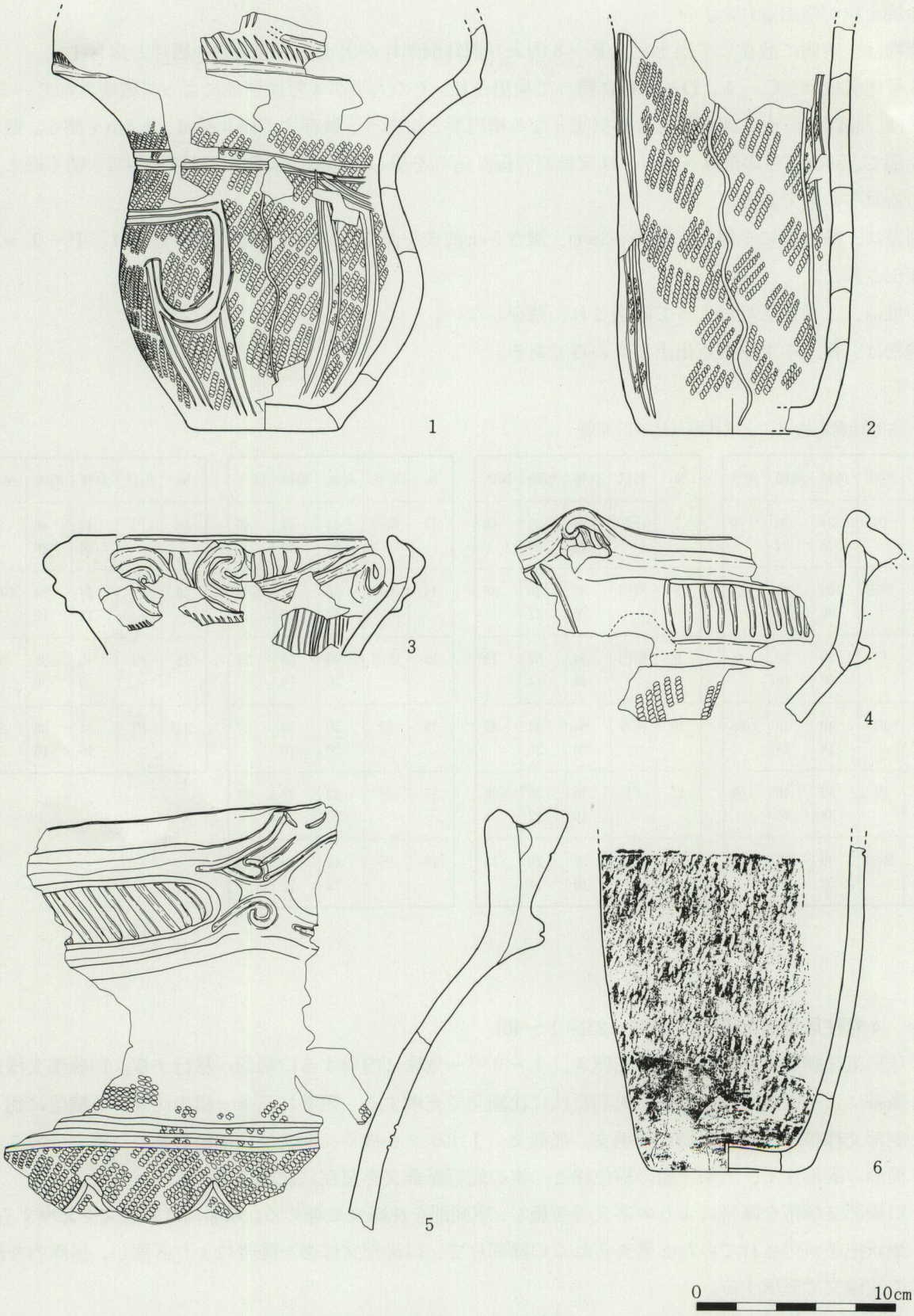

第20図　4号住居址出土遺物(1)

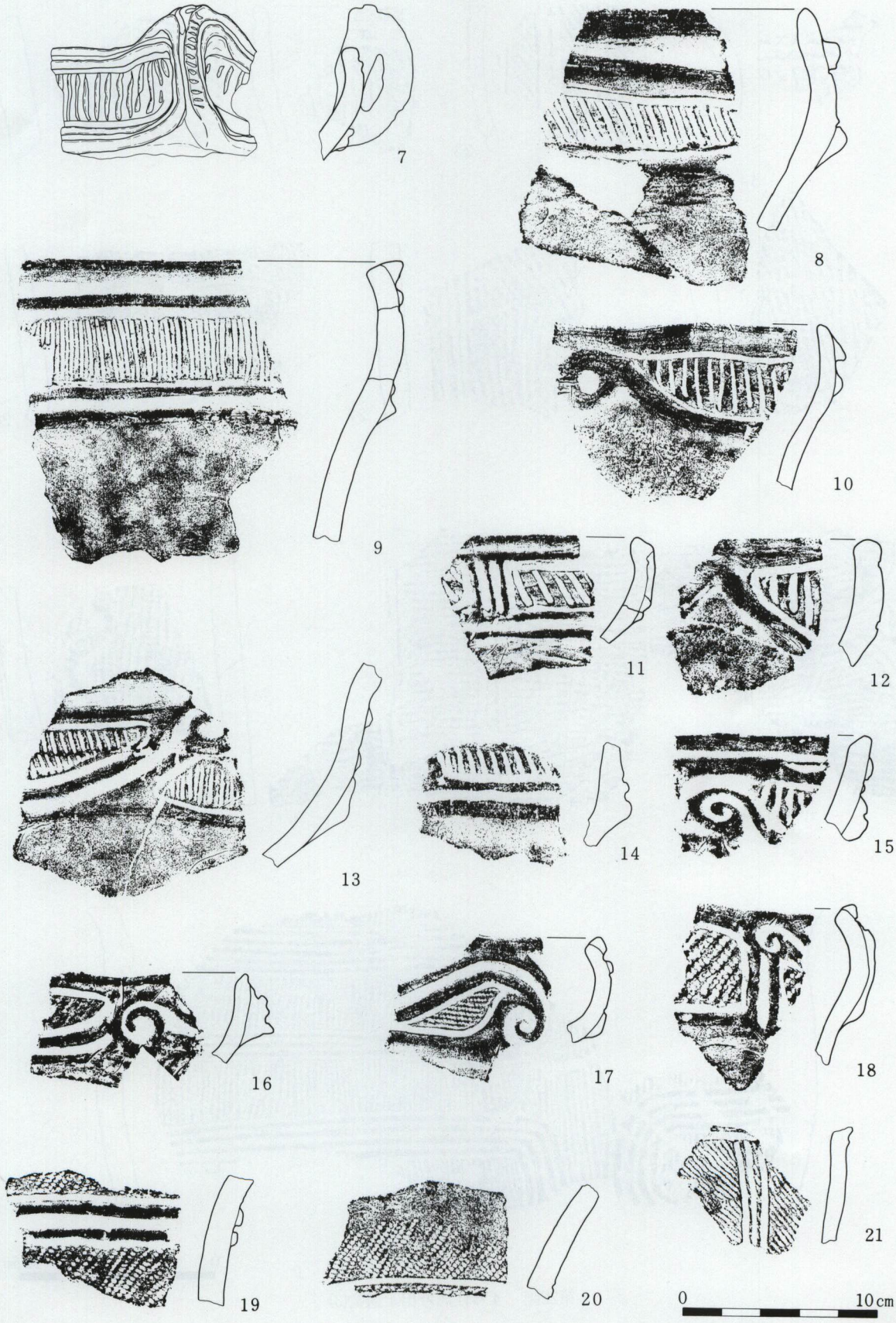

第21図　4号住居址出土遺物(2)

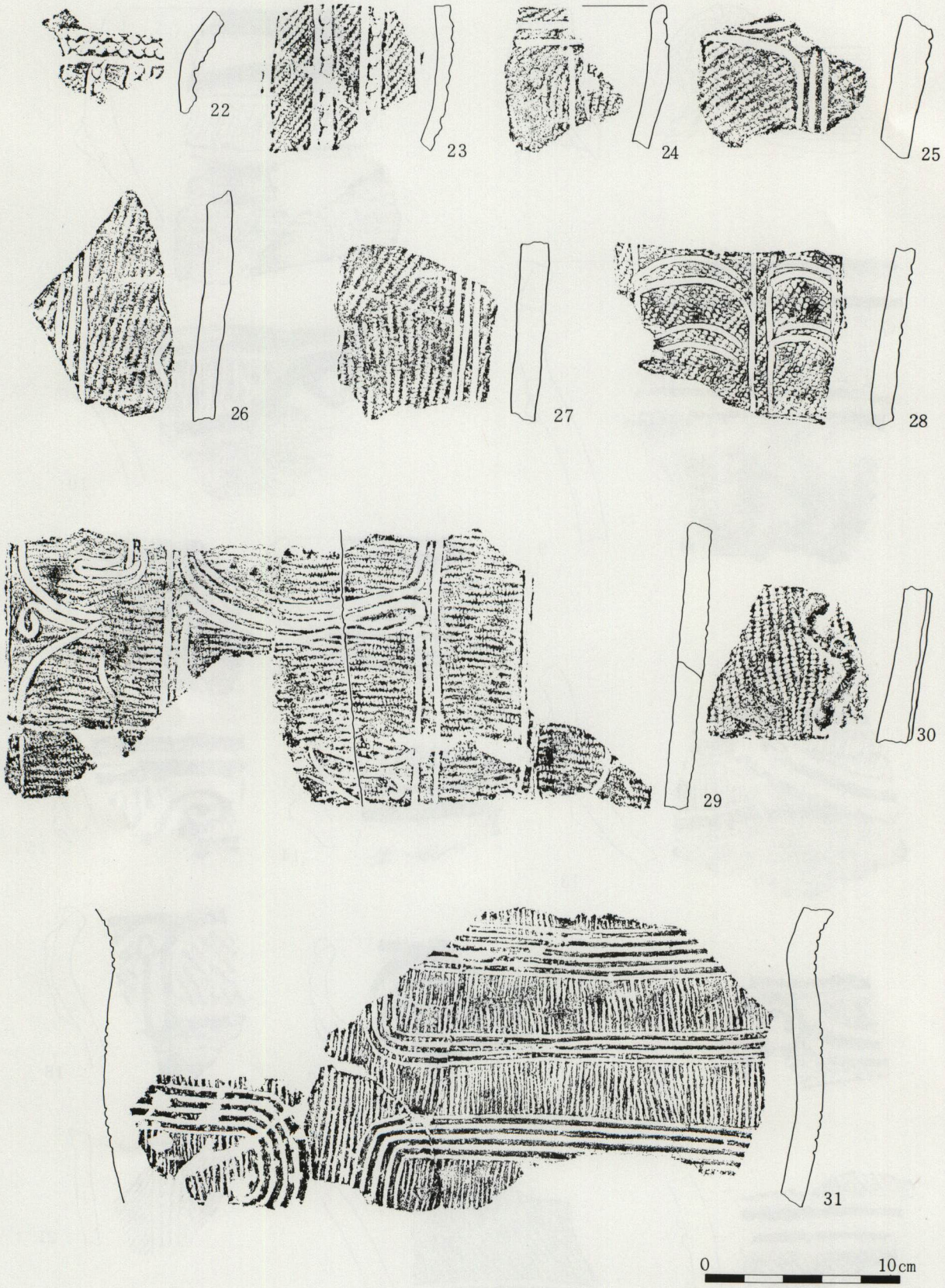

第22図　4号住居址出土遺物(3)

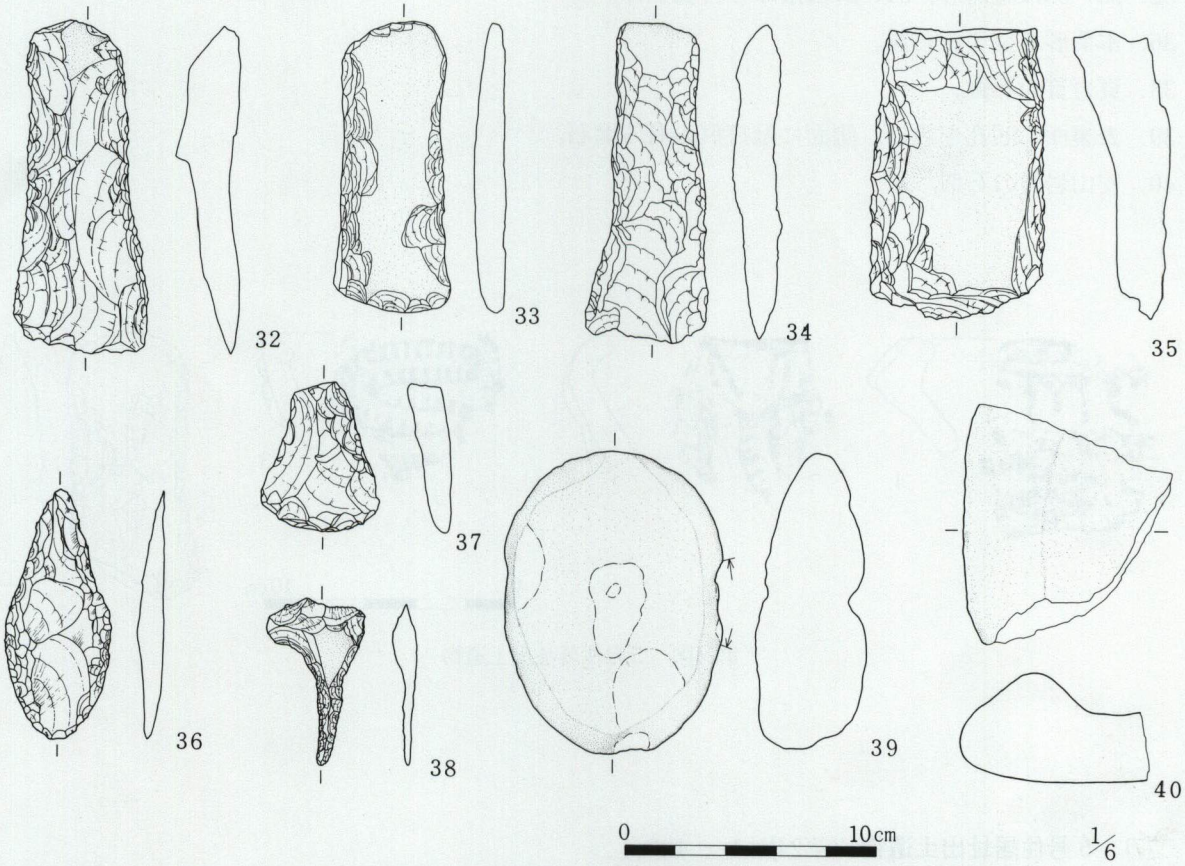

第23図　4号住居址出土遺物(4)

横位に廻らし、下方には波状文的文様を描く。

6．底部より直立気味に内彎する胴部片で、残存する上部に僅かに沈線文が一条残る。

7．刻み目を施す橋状把手を付し、口縁部文様帯を隆帯により楕円区画を作り、区画内を沈線で埋める。

8～15．口縁部文様帯を隆帯により区画し、区画内を沈線で充塡する。

16～18．口縁部文様帯を隆帯により区画し、区画内を縄文で充塡する。

19．20．胴部上半～頸部片で、19は隆帯、20は沈線文を横位に施す。

21．頸部に廻らす横位の沈線文より、三条一組の懸垂文を施す。

22．23は同一個体の頸部と胴部片で、連続刺突文を施す平行沈線文を頸部に横位に廻らし、胴部は、それより垂下させて施す。地文は、単節ＬＲの斜縄文である。

24．口唇部下に沈線文を横位に廻らし、それより垂下させる。

25．沈線文で意匠文を描く胴部片。

26．27．沈線文で、懸垂文と蛇行懸垂文を描く胴部片。

28．二条一組で、縦位線と連弧文のモチーフを施す。

29．沈線による縦位線区画間に、蕨手状文を抱く三叉文的弧文、曲線文を施す。

30．隆帯による蛇行懸垂文を施す。

31．縦位の撚糸文を密に充塡し、四～六条一組の平行沈線文により方形気味区画を描く。

32．33．35は短冊形、34．37は撥形の打製石斧。

36．木葉形を呈する石器。

38．頁岩質の石錐。

39．表裏面に凹孔を設け、側面に敲打痕の有る磨石。

40．安山岩質の石皿。

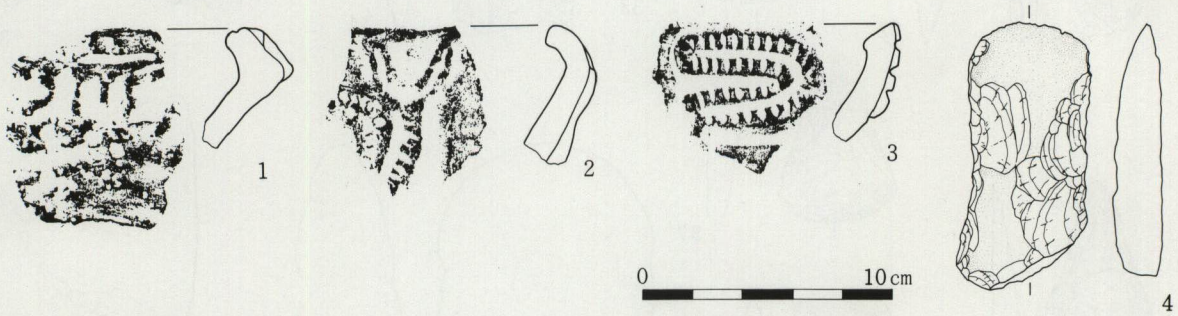

第24図　5号住居址出土遺物

⑺　**5号住居址出土遺物**（第24図1～4）

1．くの字状に屈曲する口縁部片で、屈曲部にヒダ状となる刻み目を施す。隆帯により口縁部文様帯を施す。

2．キャリパー状に内彎する口縁部片で、隆帯によるY字文と連続刺突文による渦巻文を口縁部文様帯に施す。

3．キャリパー状に内彎する口縁部片で、口唇部を鋭り気味とする。口唇部直下より、沈線を挾む楕円形状の隆帯に刻み目を付す。

4．刃部を欠損する短冊形の打製石斧。

⑻　**6号住居址**（第25図）

本住居址は、27、28Tによってその一部が確認され、C5ポイントが南壁付近に位置する。北西方向には、4、5号住居址が隣接する。

形状は、長軸がN－10°－Wを呈する隅丸方形気味で、長軸長5.90m、短軸長5.40mを測る。壁は、上部に連れてやや開き気味で、残存の良い北壁部で35cm、東南方向に連れて減り、東壁部で9cmほどを測る。床面は、南東部でやや低くなるローム面で、炉周辺が硬く締まっている。周濠は、27Tから南東隅付近に残存し、幅25～32cm、深さ5cmを測る。柱穴、土坑状掘り込みは、P－1～13の13ヶ所を検出した。炉址は、中央やや北西よりに検出され、主軸方向N－25°－Wを呈し、長軸長1.10m、短軸長0.65m、最深部で14cmを測る楕円気味の形状で、炉内から僅かな焼土粒を検出した。

遺物は、P－10の上面とP－3の北西方向の床面より出土、他は、覆土中の出土である。

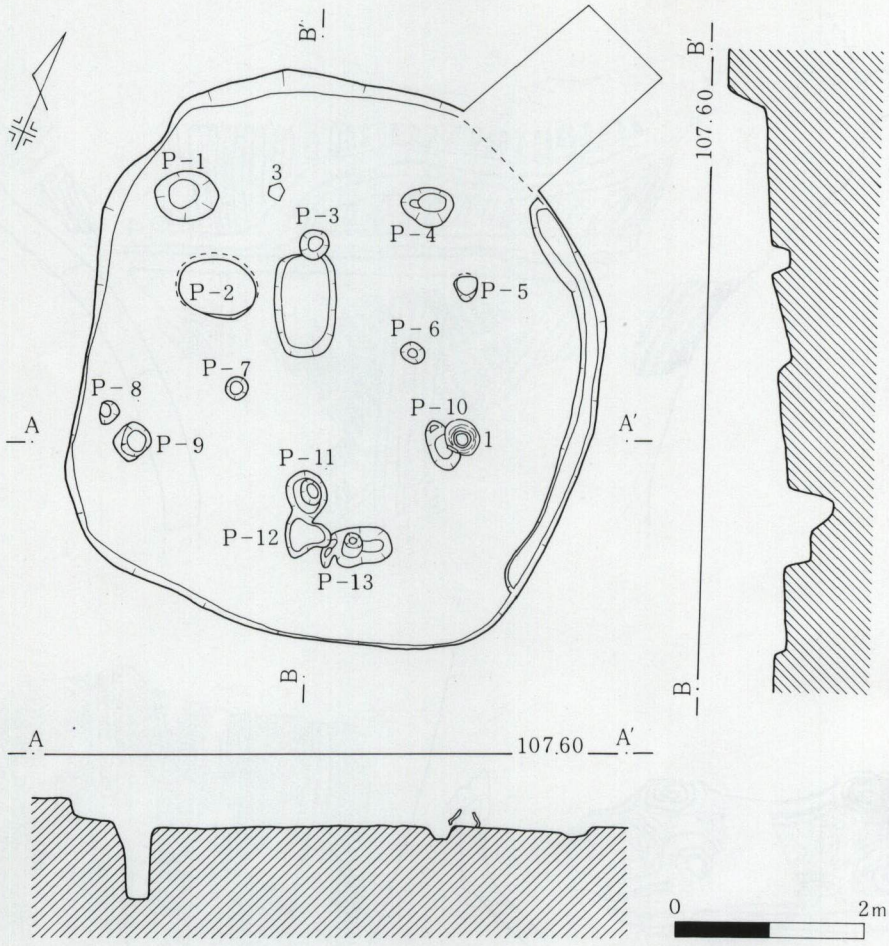

第25図　6号住居址平面図

⑼　**6号住居址出土遺物**（第26、27図1～12）

1．P－10上面出土で、頸部より外反して開き、キャリパー気味に内彎する深鉢片で、隆帯による口縁部文様帯区画内にクランク文を施し、空間部を縦位の沈線文で充塡する。口縁部文様帯下に沈線文を縦位、斜位に走らせる。地文は、単節ＬＲの斜縄文である。

2．波頂部に隆帯による渦巻文を施す重口縁形の口縁部片で、空間部を縦位の沈線文で充塡する。頸部から胴部には、二条一組の懸垂文を施す。

3．5．6．三条一組の懸垂文と蛇行懸垂文を沈線で繰り返す。

4．山形突起部に渦巻文を施し、楕円区画内を斜位の沈線文で充塡する。

7．口唇部に浅い沈線文を廻らし、口唇部下に蛇行懸垂文を施す。

8．条線文を充塡する胴部片。

9．臼形を呈する耳栓。

10．刃部を欠く短冊形の打製石斧。11．定角式の磨製石斧。12．安山岩質の石皿片。

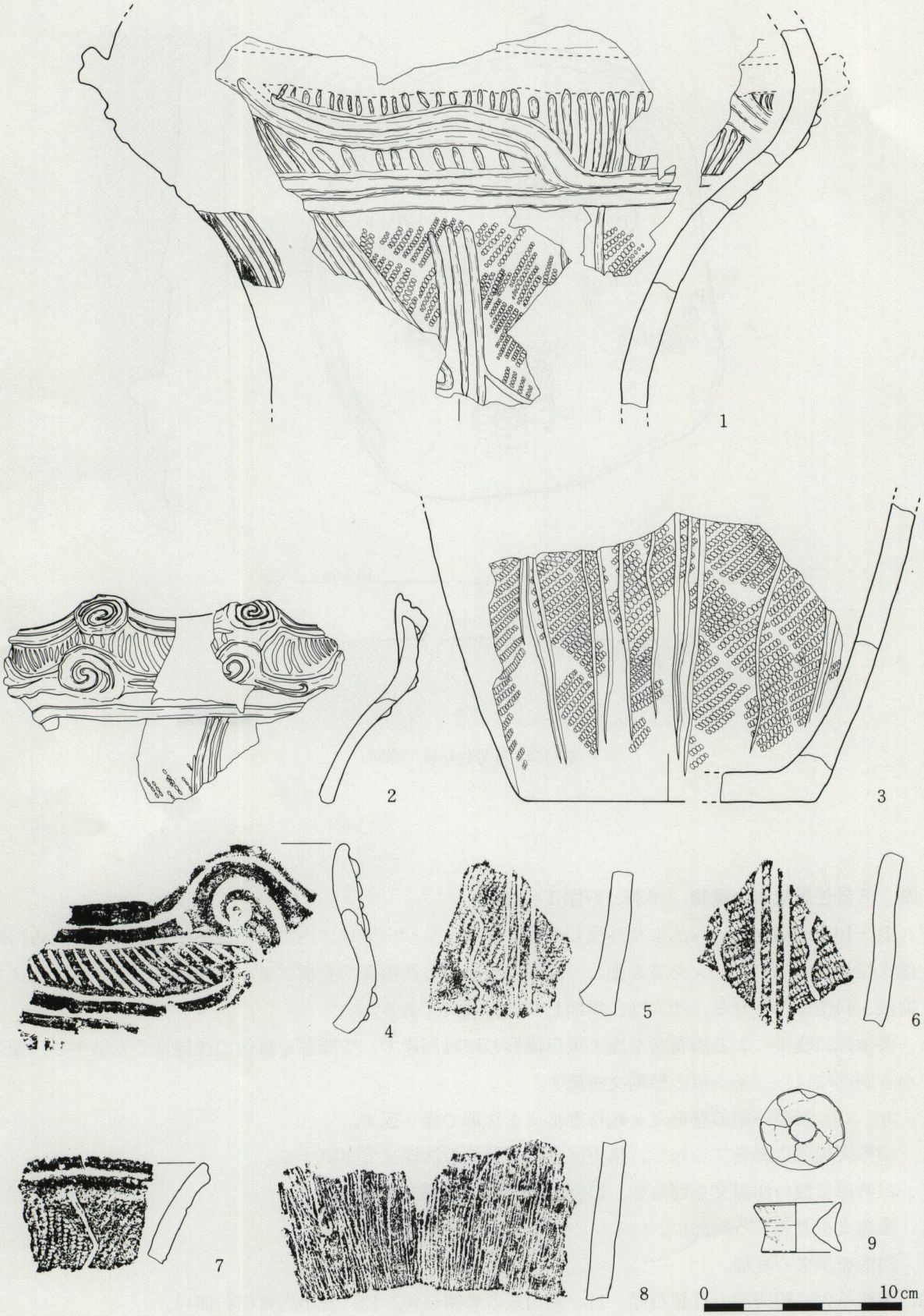

第26図　6号住居址出土遺物(1)

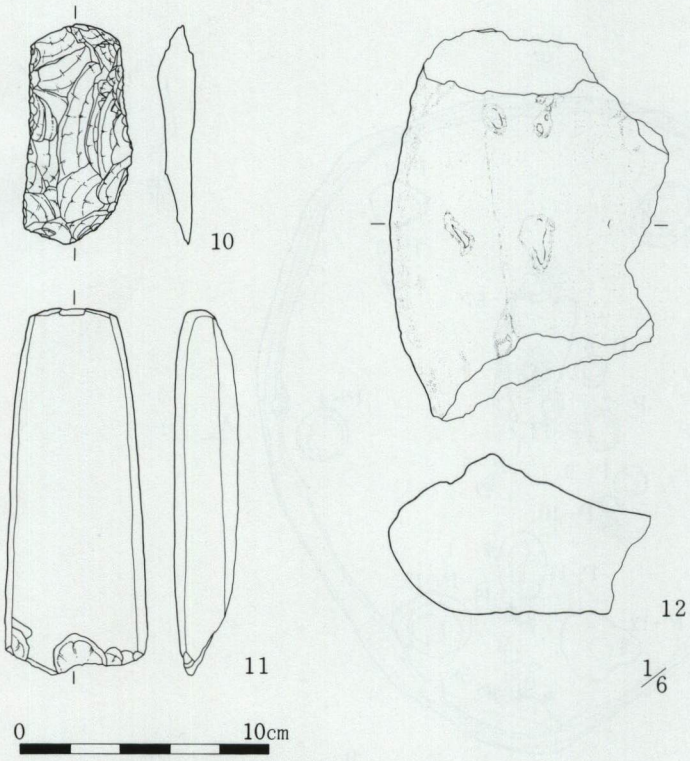

第27図　6号住居址出土遺物(2)

6号住居址
柱穴、土坑状堀り込み計測値

No.	形状	長軸	短軸	深さ
1	楕円	64 30	50 30	58
2	楕円	80 84	60 64	60
3	円	30 16	30 14	22
4	楕円	56 28	40 16	68
5	三角	24 20	22 20	28
6	円	25 10	20 10	36
7	円	24 12	24 12	15
8	楕円	24 10	20 10	11
9	隅丸 長方	40 20	32 16	79
10	楕円	54 22	26 14	51
11	円	50 14	46 10	56
12	楕円	46 38	40 30	27
13	楕円	76 10	40 8	37

⑽　7号住居址（第28図）

本住居址は、Ｉ－１Ｇの北東隅に検出され、一部がＪ－１Ｇに跨がる。南東方向には、１～３号住居址が位置する。

形状は、長軸がほぼ真北を呈する楕円形で、長軸長5.20m、短軸長4.30mを測る。壁は、ほぼ垂直の掘り込みで、壁高30～40cmが残存する。床面は、東側でやや低くなるが、全体に平坦で、硬く締まったロームである。周濠は壁沿いに全周し、幅20～30cm、深さ22～30cmを測る。柱穴、土坑状掘り込みは、Ｐ－１～14の14ヶ所検出し、主柱穴は、Ｐ－１、２、４、８、12、13である。

炉址は、中央やや北よりに位置し、数個の礫が残存し、石囲い炉と考えられ、中央部に埋甕を正位に埋没する。長軸が住居址の主軸と同じで、長軸長1.30m、短軸長0.7mを測る。北壁部に石皿を使用する。

遺物は、南方部の床面に集中して出土。

⑾　7号住居址出土遺物（第30～34図１～59）

１．頸部に廻る四条一組の平行沈線文帯下に胴部文様帯を配す。文様は、平行沈線文により対称気味に半円文、クランク状文等を描く。地文は、縦位、斜位の撚糸文を充填する。南方床面に散在して出土した。

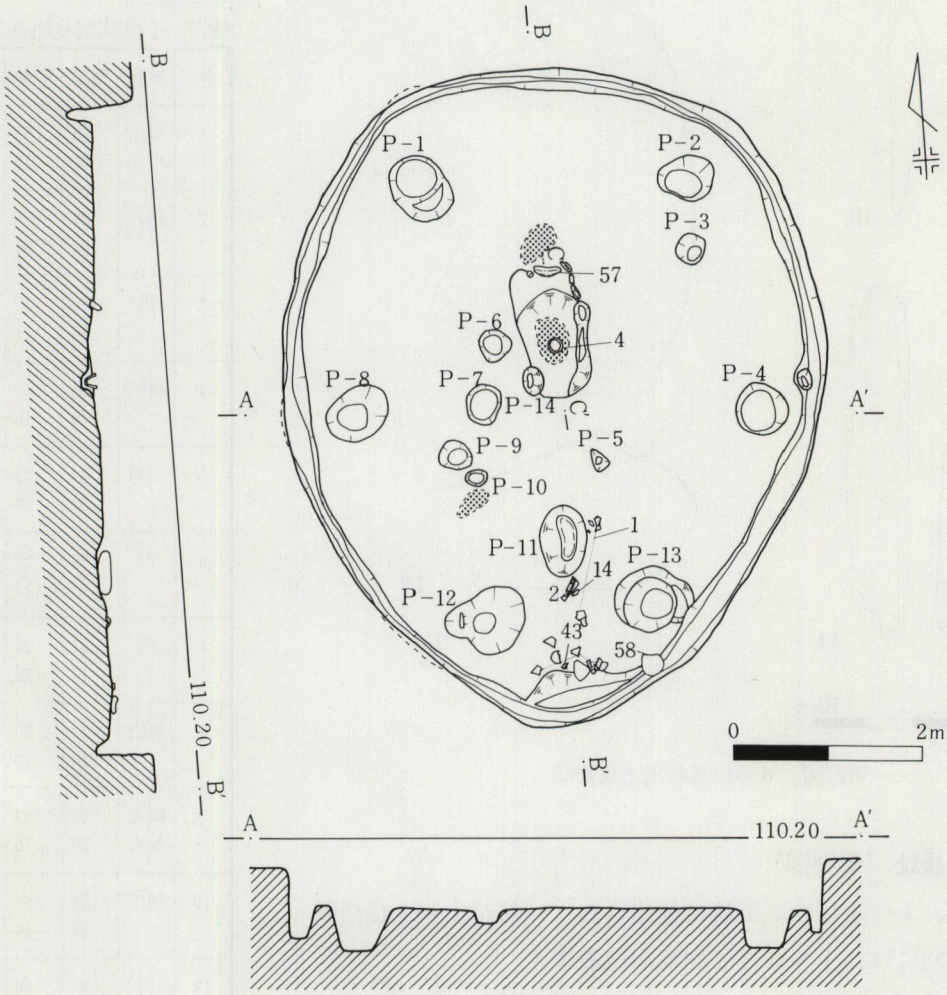

第28図　7号住居址平面図

2．キャリパー状に内彎する口縁部片で、隆帯により口縁部文様帯を区画し、区画内に曲線文と弧文を組み合わせる。口縁部下方に廻る横位の隆帯上には刻み目を充塡する。

3．隆帯による渦巻文を伴う大小の突起を4ヶ所に設け、口唇部に沿い弧文でそれらを繋ぐ。口縁部の屈曲部には、縦位の刻み目を施す。頸部と口縁部文様帯間は、渦巻文下方より沈線文を垂下させ、頸部に廻る沈線文と接する。頸部の沈線文帯下には、鋸歯状文を並走させ、胴部には、クランク状文、懸垂文を描く。地文は、縦位、横位の撚糸文である。

4．炉内の埋設土器。

5～13．15～19．27．隆帯による楕円区画文、渦巻文等を口縁部文様帯に配し、区画内を縦位、斜位の沈線文で充塡する。

14．隆帯による口縁部の一部で、地文を縦位の撚糸文で充塡する。

20～25．29～31、隆帯による口縁部文様帯に渦巻文、楕円区画文、曲線文を配し、単節ＬＲの地文を施す。25は、把手を付すのであろう。22．24は、鋸歯状文を伴う。

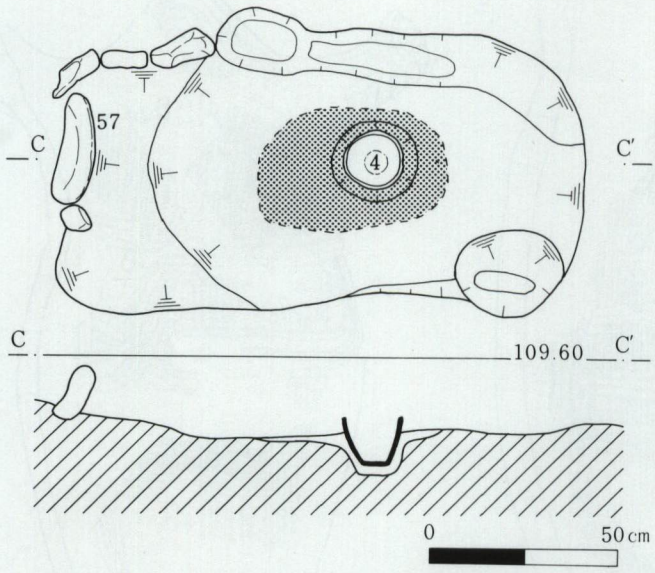

第29図　7号住居址炉

7号住居址
柱穴、土坑状掘り込み計測値

No.	形状	長軸	短軸	深さ
1	隈丸 長方	72 40	58 40	50
2	楕円	60 40	48 26	54
3	円	30 16	30 10	27
4	円	55 40	52 35	39
5	三角	25 6	12 4	13
6	円	32 22	32 18	14
7	円	42 32	34 26	13
8	楕円	70 30	52 26	47
9	楕円	36 20	30 16	22
10	楕円	24 16	16 10	9
11	楕円	76	50	7
12	楕円	82 24	72 22	38
13	楕円	85 34	70 32	35
14	楕円	32 14	22 6	不明

26．箱状の橋状把手を付していたのであろうか。斜位の沈線文を施す。

28．隆帯による口縁部文様帯に撚糸文を充塡する。

32．口縁部の無文部下に鋸歯状文を施す。

33．口縁部を無文部とし、頸部と胴部上半間に鋸歯状文を挾む平行沈線文を廻らし、その間に沈線文による方形気味枠を描き、枠内に鋸歯状文を挾む横長の柳葉状文を設ける。

34．35．口唇部下の隆帯に並走して平行沈線文を重ね、部分的に鋸歯状文を施す。

36．波状を呈する口縁部片で、口唇部下に鋸歯状文を施す。

37．刻み目を施す隆帯を楕円形に付し、区画的に鋸歯状文を施す。

38～40．38は縦位の隆帯、39は横位の隆帯と沈線文、40は、沈線で曲線文を描く。

42．沈線で懸垂文、蛇行懸垂文を描く。

43．44．46～48．撚糸文を地文として充塡し、43は平行沈線文、44、45、47は、横位に沈線文を廻らす。

49～51．49は石鹸形を呈し、表裏面に凹孔と研磨面を有し、50、51は、一面の研磨面の磨石である。

52．撥形を呈する打製石斧。

53．縦型の石匙、54．木葉形尖頭器片、55．56．無茎の石鏃。

57．58．57は、炉址北壁に使用され、58は、周縁と裏面に凹孔を有する石皿片、59は、横型の石匙。

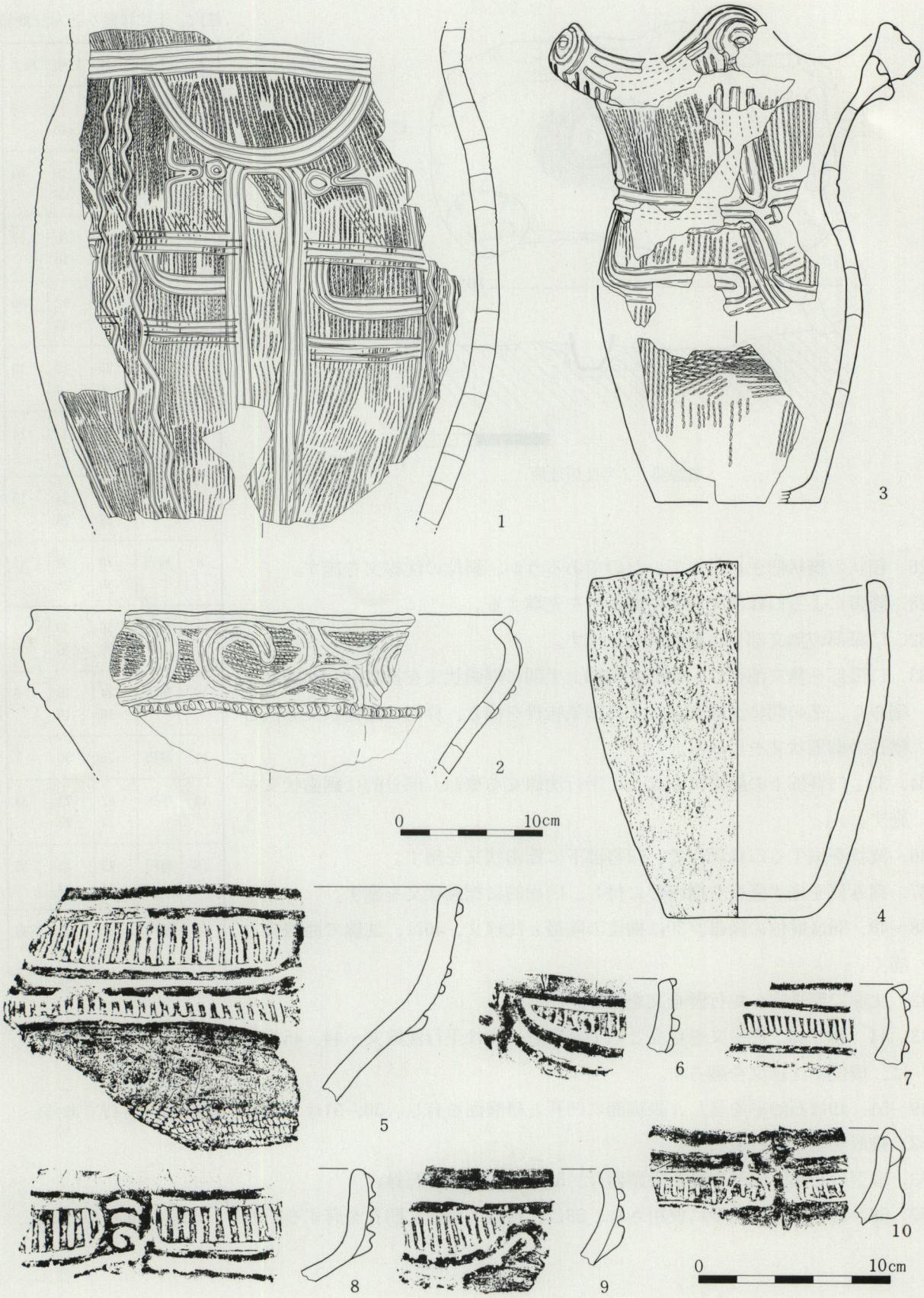

第30図　7号住居址出土遺物(1)

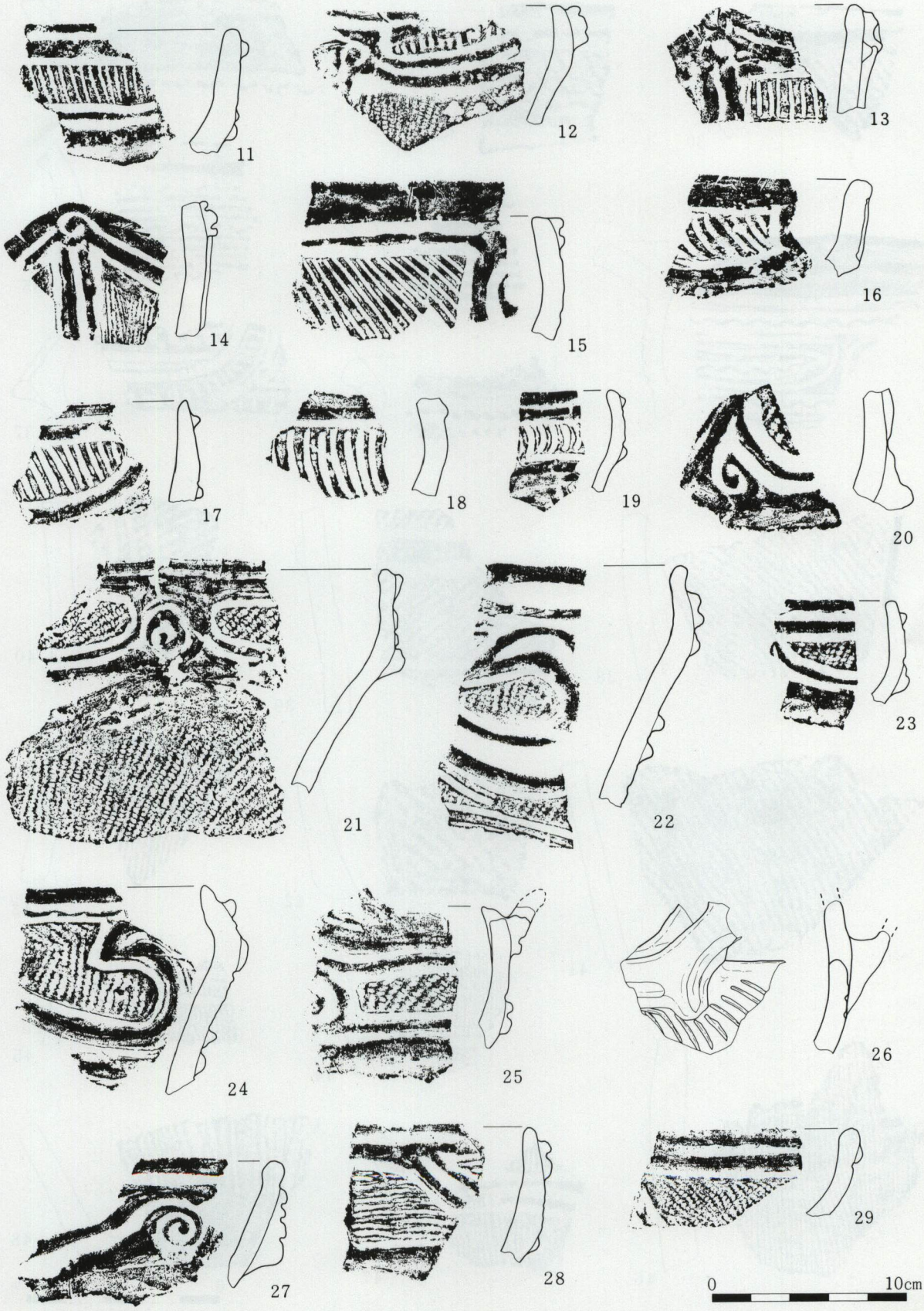

第31図　7号住居址出土遺物(2)

第32図　7号住居址出土遺物(3)

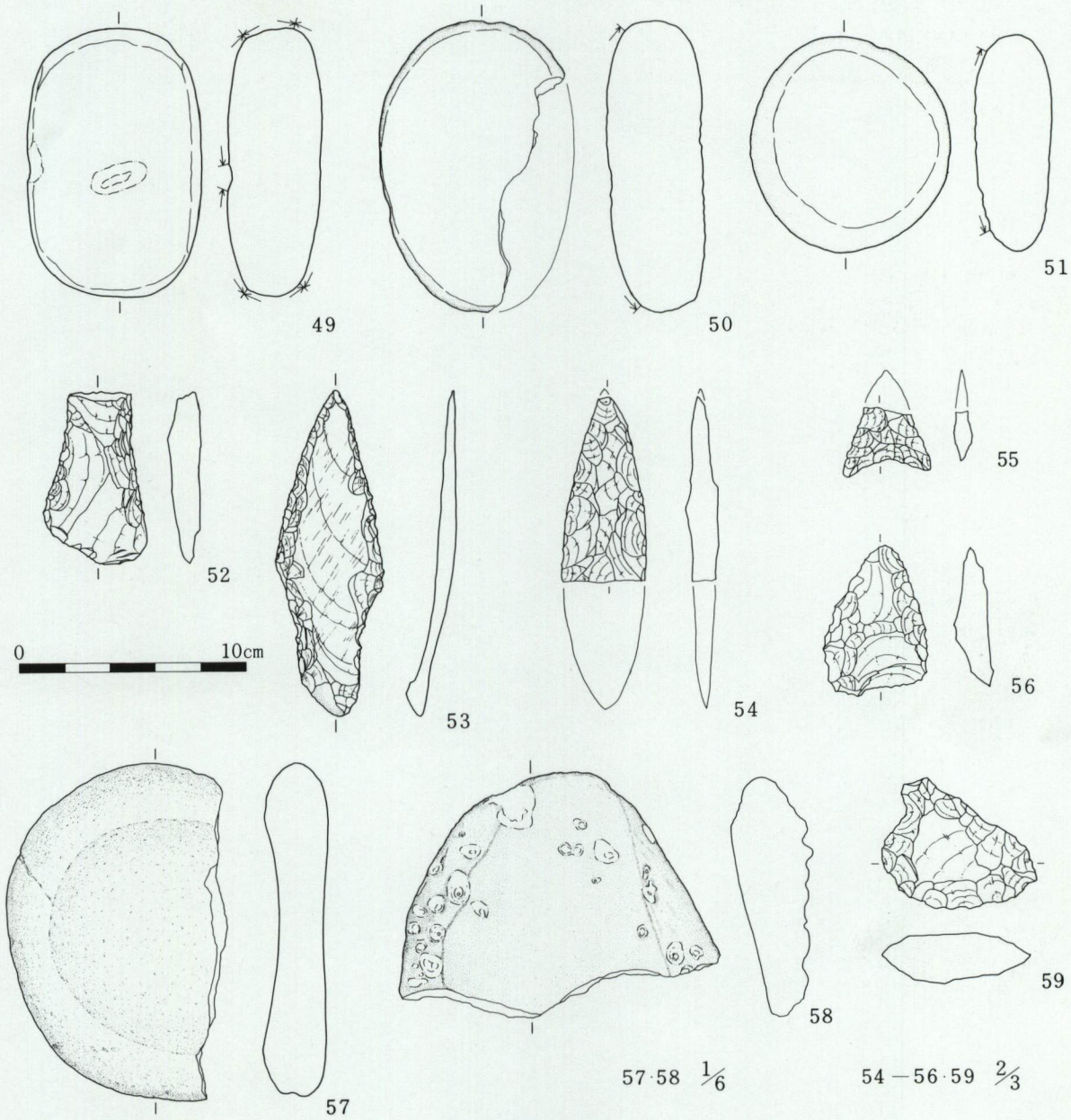

第33図　7号住居址出土遺物(4)

3．所　　見

今回の調査区に於いて、縄文中期後半の加曾利E式の遺物・遺構が検出された。しかし、本県では加曾利E式土器に対する論考は貧しく、近県の細密な段階区分が試みられている資料に準拠して対比がなされている現状である。また、対比する資料により細分が混乱を来している現段階で、一資料を区分するには、混迷を増すばかりである為、資料紹介に留める。県内資料の増加と共に検討を加えたい。本資料の概略は、加曾利EⅠ式～Ⅱ式の範疇に把握される土器群であり、大木8b、中峠式等の関連土器も検出され、赤城南麓に於ける縄文時代中期後半の好資料として一歩を踏み出したにすぎない。

1・2・3号住居址

1号住居址

1号住居址炉

1号住居址遺物出土状況（第7図－38）

2・3号住居址

3号住居址炉

2号住居址炉

4・5・6号住居址

6号住居址炉

6号住居址遺物出土状況（第26図－1）

7号住居址

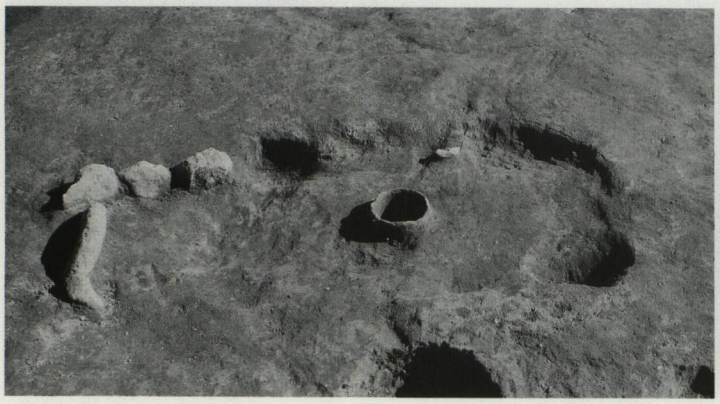

7号住居址炉

7号住居址遺物出土状況（第30図－2）

Ⅰ号住居址出土遺物（第５～７図）

2・3号住居址出土遺物（第11・12・14図）

2・3号住居址出土遺物（第14・15・17・18図）

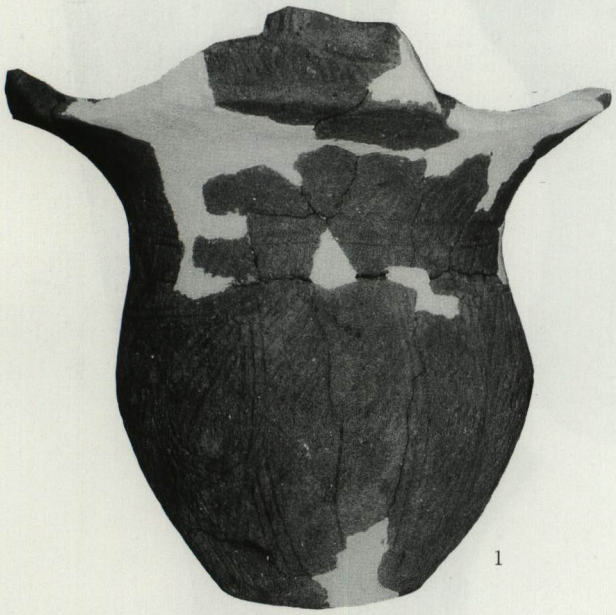
1

3

4

2

5

6

9

4号住居址出土遺物（第20・21図）

29

32

34

31

36

4号住居址出土遺物（第22・23図）

1

2

3

4

5号住居址出土遺物（第24図）

1

4

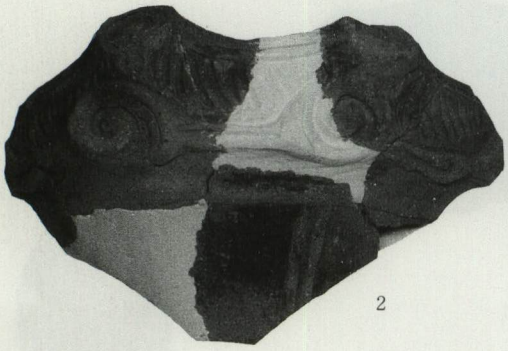

2

8

6号住居址出土遺物（第26図）

1

3

7号住居址出土遺物（第30図）

2

4

5

22

33

49

52

53

54

55

56

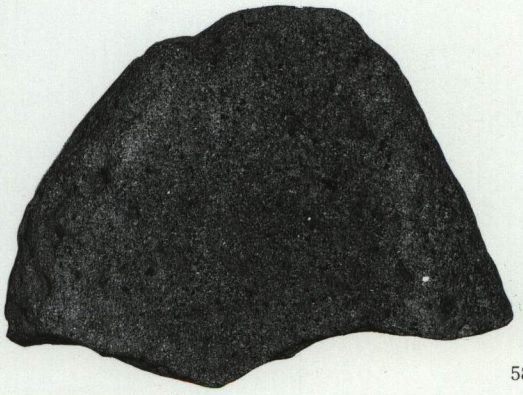
58

7号住居址出土遺物（第30～33図）

甲諏訪遺跡　大胡町発掘調査報告書IV

昭和62年7月　発行

編　集　群馬県勢多郡大胡町埋蔵文化財発掘調査図

発　行　群馬県勢多郡大胡町埋蔵文化財発掘調査団
〒371-02　群馬県勢多郡大胡町堀越1115
電話　0272（83）2511

印刷製本　朝日印刷工業株式会社

© 1987　Printed in Japan